

官報(号外)

<p>漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)</p> <p>同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。</p> <p>漁港法の一部を改正する法律案</p> <p>同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。</p> <p>総理府設置法の一部を改正する法律案</p> <p>内閣委員会に付託</p> <p>地方交付税法の一部を改正する法律案</p> <p>地方交付税法の一部を改正する法律案</p> <p>地方税法の一部を改正する法律案</p> <p>地方行政委員会に付託</p> <p>昭和三十二年一般会計予備費使用総調書(その2)</p> <p>昭和三十二年特別会計予備費使用総調書(その2)</p> <p>昭和三十二年特別会計予備費使用総調書(その1)</p> <p>昭和三十二年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書</p> <p>昭和三十二年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書</p> <p>昭和三十二年特別会計予備費使用総調書(その1)</p> <p>昭和三十二年特別会計予備費使用総調書(その1)</p> <p>同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律案</p> <p>同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。</p> <p>所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案</p> <p>所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案</p> <p>同日委員長から左の報告書を提出した。</p> <p>石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>プラント類輸出促進臨時措置法案可決報告書</p> <p>同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。</p> <p>千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p> <p>産業投資特別会計法の一部を改正する法律案</p>	<p>国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案</p> <p>同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p> <p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案</p> <p>同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>日本観光協会法案</p> <p>同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。</p> <p>千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。</p> <p>盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>産業投資特別会計法の一部を改正する法律案</p> <p>国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案</p> <p>同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。</p> <p>日本観光協会法</p> <p>昨日十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>内閣委員</p> <p>佐藤清一郎君</p> <p>山本 利寿君</p> <p>前田佳都男君</p> <p>吉江 勝保君</p> <p>大谷 登瀛君</p> <p>笹森 順造君</p> <p>菅米地英俊君</p> <p>林田 正治君</p> <p>井上 知治君</p> <p>廣瀬 久忠君</p> <p>青木 一男君</p> <p>川村 松助君</p> <p>下條 康徳君</p> <p>近藤 鶴代君</p> <p>植竹 春彦君</p> <p>鈴木 万平君</p> <p>高橋進太郎君</p> <p>森田 豊壽君</p> <p>野田 俊作君</p> <p>酒井 利雄君</p>	<p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>内閣委員</p> <p>笹森 順造君</p> <p>酒井 利雄君</p> <p>菅米地義三君</p> <p>廣瀬 久忠君</p> <p>鈴木 万平君</p> <p>佐藤清一郎君</p> <p>森田 義衛君</p> <p>川村 松助君</p> <p>下條 康徳君</p> <p>吉江 勝保君</p> <p>小山邦太郎君</p> <p>林田 正治君</p> <p>井上 知治君</p> <p>西田 隆男君</p> <p>森田 豊壽君</p> <p>大谷 登瀛君</p> <p>野田 俊作君</p> <p>植竹 春彦君</p> <p>高橋進太郎君</p>	<p>西田 隆男君</p> <p>森田 義衛君</p> <p>菅米地義三君</p> <p>小山邦太郎君</p> <p>小幡 治和君</p> <p>新谷寅三郎君</p> <p>吉江 勝保君</p> <p>岩沢 忠恭君</p> <p>藤田 進君</p> <p>中野 文門君</p> <p>安井 謙君</p> <p>後藤 義隆君</p>
---	--	---	--	---	---

同 山本 利寿君
同 近藤 鶴代君
同 苦米地英俊君
同 前田佳都男君
同 青木 一男君
同 紅露 みつ君
同 中野 文門君
同 安井 謙君
同 後藤 義隆君
同 千葉 信君
同 新谷寅三郎君
同 吉江 勝保君
同 岩沢 忠恭君

同 同日各委員会において当選した理事は左の通りである。
外務委員会
理事 鶴見 祐輔君(鶴見祐輔君の補欠)
同 苦米地英俊君(苦米地英俊君の補欠)
文教委員会
理事 中野 文門君(中野文門君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
医療法の一部を改正する法律案
消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。
農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案可決報告書

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の手配に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書
小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため充り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案可決報告書
日本てん菜糖製糖業法可決報告書
臨時てん菜糖製造業者納付金法案可決報告書
航空機工業振興法の一部を改正する法律案可決報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
道路法の一部を改正する法律案可決報告書
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書
日本道路公団法の一部を改正する法律案可決報告書
疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
運輸省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書
関税法の一部を改正する法律案可決報告書
臨時肥料供給安定法の一部を改正する法律案可決報告書

補助金等の臨時特例等に關する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
国内旅客船公司法案可決報告書
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に關する法律案可決報告書
簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書
特定港湾施設整備特別措置法案可決報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案、
日程第二、プラント類輸出促進臨時措置法案、
日程第三、航空機工業振興法の一部を改正する法律案、
日程第四、疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、
以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ぶるあり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事島清君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年二月二十七日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
プラント類輸出促進臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年二月二十七日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

第一条 この法律は、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立することによつて、プラント類の輸出の促進を図ることを目的とする。
(目的)
第二条 この法律において「プラント」とは、鉱工業生産設備、電気若しくはガス供給設備、放送若しくは通信設備、水道施設、教育、研究若しくは医療施設、交通施設若しくはかんがい施設又は政令で定めるこれらに類する設備若しくは施設であつて、一の機能を営むために配置され又は組み合わされた機械、装置又は工作物の総合体をいう。
2 この法律において「プラントの輸出」とは、プラントの重要部分を構成する機械又は装置の輸出をいう。

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案外三件
四一三

3 この法律において「コンサルティング」とは、外国におけるプラントの建設又は改造(以下単に「プラントの建設等」という。)に関する計画又は設計をいう。

4 この法律において「プラント類の輸出」とは、プラントの輸出又は日本国内に住所若しくは居所を有する者が外国におけるその他の者を契約の相手方としてするコンサルティング若しくはプラントの建設等をいい、これらに対する対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約又はこれに類する国際約束で政令で定めるものに基づき日本国政府又は外国政府によりなされるものを除くものとする。

5 この法律において「プラント類輸出者」とは、プラント類の輸出契約(以下「プラント類輸出契約」という。)の当事者のうち日本国内に住所又は居所を有する者をいう。

6 この法律において「保証損失」とは、プラント類輸出者であつて、プラントの生産能力、性能その他の政令で定める事項について違約金の支払義務を伴う保証条項(以下単に「保証条項」という。)を含むプラント類輸出契約を締結しているものが、当該保証条項に基づき、かつ、コンサルティングの欠陥に起因して、違約金を支払い又は当該違約金の支払に代えて機械若しくは装置の取替その他の必要な措置を講ずることにより受ける損失をいう。

(保証損失補償契約)

第三条 政府は、政令で定めるところにより、保証条項を含むプラント類輸出契約を締結しているプラント類輸出者を相手方として、その者の保証損失を補償する契約を締結することができる。

2 政府は、次の各号に掲げる場合には、前項の契約(以下「補償契約」という。)を締結してはならない。

一 当該プラント類輸出契約に係る保証条項又はコンサルティングが適当なものであると認められない場合

二 当該プラント類輸出者が当該プラント類輸出契約を履行する能力を有すると認められない場合

三 当該プラント類輸出契約が輸出市場の開拓又は確保に寄与するものと認められない場合

(補償額)

第四条 補償契約の目的の価額(以下「補償額」という。)は、当該プラント類輸出契約に係る保証条項に定められた違約金の支払限度額に相当する金額又は当該プラント類輸出契約金額に百分の二十を乗じて得た金額のいずれか少ない金額とする。

(補償金額の限度)

第五条 補償金額の限度は、補償額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(補償契約の締結の限度)

第六条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償金額の

合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(補償料)

第七条 補償契約を締結したプラント類輸出者は、補償金額に保証損失の発生の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

(補償原因の発生及び補償金の額)

第八条 補償契約を締結したプラント類輸出者が当該補償契約に係る保証損失が発生したときは、当該補償契約に基づいて補償原因が発生したものとし、政府は、当該プラント類輸出者に対し、当該保証損失に相当する金額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額又は補償金額のいずれか少ない金額に相当する金額を補償する。

2 前項の場合において、プラント類輸出者が当該保証損失に関し第三者に対して債権を有しているときは、その者の保証損失の額は、当該保証損失の額から当該債権に相当する金額を差し引いて得た金額に相当する金額とする。

(政令への委任)

第九条 第七条の規定による補償料の納付の時期及び前条第一項の規定による補償金の支払の時期その他当該納付及び支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(補償契約の有効期間)

第十条 補償契約の有効期間は、その締結の日から当該プラント類輸出契約に係る保証条項が効力を失

う日まで又は当該プラント類輸出契約(コンサルティングのみの契約を除く。)に係るプラントの引渡後二年(コンサルティングのみの契約にあつては、当該コンサルティングの終了後四年)を経過する日までのいずれか短い期間とする。

(補償契約の解除等)

第十一条 補償契約に係るプラント類輸出契約が当該プラント類輸出者の責に帰することができない理由により解除された場合には、政府は、当該補償契約の解除の申込に応ずることができる。

第十二条 政府は、補償契約を締結したプラント類輸出者がこの法律(これに基く命令を含む。)の規定又は補償契約の条項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支払わず、その全部若しくは一部を返還させ、又は補償契約を解除することができる。

(補償契約の解除の効力)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十条(貸借の解除の効力)の規定は、第十一条及び前条に規定する補償契約の解除について準用する。

(業務の管掌)

第十四条 この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

2 通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)又はこれに基く命令の規定により大蔵大臣の承認(許可を含む。)を要するプラント類輸出契約についての補償契約

の締結その他政令で定める事項については、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(不服の申立)

第十五条 第八条の規定による補償金の額の決定又は第十二条の規定による措置について不服がある者は、通商産業大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、不服の申立を受けたときは、通商産業省令で定める手続に従い、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から六月以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならない。

(業務の委託)

第十六条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に関する業務その他この法律の規定に基づく業務の一部を、民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて、当該業務を委託するに必要かつ適切な組織と能力とを有するものに取り扱わせることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により業務を委託した場合には、当該委託をした者(以下「指定機関」という。)の名称、住所及び当該業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(指定機関の役員等の秘密保持義務)

第十七条 前条第一項の規定により委託された業務に従事する指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(指定機関の役員等の地位)
第十八条 第十六条第一項の規定により委託された業務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督)
第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、第十六条第一項の規定により委託した業務に関し、監督上必要な命令をし、若しくは報告をさせ、又はその職員に指定機関の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)
第二十条 第十七条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十九条第一項の監督上必要な命令に違反した場合に於ては、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 第三条第一項の規定により補償契約を締結することができるプラント類輸出契約は、この法律の施行後において締結されたプラント類輸出契約とする。

3 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてはこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。
二十三の二 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償を行うこと。

第十條中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償に関すること。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

航空機工業振興法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年二月二十四日
衆議院議長 加藤敏五郎
参議院議長 松野鶴平殿

航空機工業振興法の一部を改正する法律案
航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を加える。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 航空機工業審議会(第三条―第十条)
第三章 航空機工業の助成(第十一条・第十二条)
第四章 日本航空機製造株式会社(第十三条―第三十七条)

附則
第一章 総則
第三条の前に次の章名を加える。
第二章 航空機工業審議会
第十一条の前に次の章名を加える。
第三章 航空機工業の助成
第十二条の次に次の一章を加える。
第四章 日本航空機製造株式会社

(会社の目的)
第十三条 日本航空機製造株式会社は、輸送用航空機の設計、試作、製造その他輸送用航空機の国産化を促進するため必要な事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)
第十四条 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。
2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。
(商号の使用制限)
第十五条 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。
(取締役及び監査役の人數)
第十六条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

第十七条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(取締役の兼職制限)
第十八条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)
第十九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。
一 輸送用航空機の設計、試作及び試験
二 輸送用航空機及びその機体構造部品の製造及び販売
三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するため必要な事業
2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)
第二十条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しよるときも、同様とする。
(重要な財産の譲渡等)
第二十一条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しよるときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
(社債及び借入金)
第二十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)
第二十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案外三件

存する純財産額のおよそ半分の額をこえてはならない。

(設計費用等の繰延)

第二十四条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した輸送用航空機の設計、試作及び試験の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。

この場合には、会社は、その成立後十二年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第二十五条 会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

(定款の変更等)

第二十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第二十七条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると

きは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十条から第二十二条まで又は第二十六条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(航空機製造事業法の適用)

第三十一条 会社は、航空機製造事業法の適用については、同法第二条の二の許可を受けた者とみなす。この場合において、同法第二条の七から第五条までの規定は、会社には、適用しない。

(罰則)

第三十二条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し

て、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十三条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十四条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第二十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第二十二条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第二十七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十八条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十六条 第十九条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第十五条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

第二条 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関し発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5 株式申込証には、定款の認可の年月日記載しなければならない。

6 商法第六十七條、第八十一條及び第八十五條の規定は、会

社の設立については、適用しない。

(政府の出資)

第三条 政府は、会社が最初に行う輸送用航空機の設計、試作及び試験が完了した年度の翌年度以降は、会社に対して新たな出資を行わないものとする。

(商号) 第四條 第十五條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等) 第五條 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十条中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(租税特別措置法の一部改正) 第六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三條の次に次の一条を加える。

(日本航空機製造株式会社の登記の免稅) 第八十三條の二 日本航空機製造株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。

ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の設立
 二 会社の資本増加(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎
 参議院議長 松野鶴平殿

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法(昭和二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十四年七月三十一日」を「昭和三十九年八月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔高橋君登壇、拍手〕

○島清君 たいだいま議題となりました四法案につきまして、商工委員会にお

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

石油資源開発株式会社は、昭和三十一年十二月設立後、すでに三年余の年月を経過し、同社の探鉱活動の成果も次第に現われて参っております。しかしながら、同社が探鉱の結果、発見した油田の開発資金は、もっぱら銀行融資等に依存しなければならぬ実情にあるのでありますが、同社は設立後日が浅く、事業の性質上担保物件に乏しいので、今後の開発資金の調達に困難が予想せられるに至りました。この改正法律案は、かかる事態に対処するため、同社の債務について、政府が予算に定められた金額の範囲内において保証することができるようにしよとすることを第一点、いま一つは、同社は帝国石油株式会社より鉱区の譲り受けを終り、石油鉱業権評価審査会はすでに使命を終了しているというので、今回この審査会を廃止しようとする点、この二点がその内容でございます。

委員会における質疑の過程で問題となつたおもな点は、同社は海外における石油資源開発をも行うことができるかどうか、政府の債務保証の対象に同社の開発銀行借入金も含まれるかどうか等の問題であります。政府側の答

弁により、本法第一条の解釈については、現行法においても同社は海外の石油開発をやらぬことではないと、政府内部の見解が統一されていること、開発銀行は政府機関なので、開発借入金に対する政府保証は考えていないが、開銀は一面において国策的使命を持つた金融機関という性格を持っているので、必要な資金については担保物件がないから融資ができないというふうなことの無いよう、十分配慮する方針である等の点が明らかにされました。その他詳細は会議録によつてごらんをいただきたいと思います。

質疑を終り、討論、採決の結果、この法律案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、プラント類輸出促進臨時措置法案について御報告いたします。

最近、御承知の通り、東南アジアなど低開発諸国への輸出の重点が重化学工業品に移りつつありますが、今後日本の貿易拡大にとり最も有力なものとして、プラント類、すなわち、鉱工業や電気、ガスの生産設備、交通、水道、医療、教育などの施設、及び建設などの輸出があります。元来、プラント類の輸出は、契約金額が大きく、また外貨の手取率や付加価値率がきわめて高く、さらに関連商品の市場開拓が可能である等、これに対する期待は大

きいのでありますが、わが国のプラント類の輸出は、米、英、西独にくらべてまだ低いのであります。その理由は、コンサルティング、すなわち計画や設計が弱体で、先方から生産能力などに過大な保証を要求されること、及び、その保証には当然に保証リスクを伴いますので、それが原価に算入されて国際的に不利を招いているからであります。そこで、かかるコンサルティングの弱点をカバーするため、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立する必要があるとして、本法案が提出されてきたのであります。

本制度の要旨は、すなわち、プラント類の輸出業者は、政府と保証損失につき補償契約を締結して、一定の補償料を支払い、それにより業者が当然に負担すべき保証損失のうち、特にコンサルティングの欠陥に基く保証損失の一定割合を政府が補償するという仕組みであります。また、この補償制度には審査などに高度の技術が要りますので、適当な機関に業務を委託させ、運営の円滑化を期しており、さらに、政府はこの法律を四カ年の時限法としていいます。

次に、政府は三十四年度一般会計予算案の予算総則で、政府がこの補償契約を締結できる補償金額の限度総額を六十億円と定めることにして、それにより約四百億円のプラント類の輸出契約を対象とすることができると見込

んでおります。また業務を委託する指定機関として日本プラント協会を予定してあります。

委員会の審議における質疑のおもなるものは、「なぜ輸出保険ではやれないのか」ということ、「実施機関に予定されている日本プラント協会は、果して公平に運営できるか」ということ、それから「実施する機関は日本プラント協会ではなくて別個の組織で実施した方がよいのではないか」ということ及び「この補償制度により業者の責任感が薄くならないか」という問題などでありました。その他制度の内容について詳細の質疑応答がありました。なお、実施機関の問題に関して、特に通産大臣より、「当初個別の強力な機関を計画していたが、その希望を捨てることな

く、来年度にも設立できるよう努力する」との答弁がありました。

質疑を終り、討論、採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

現行法は、御承知の通り、中型輸送機等の国産化を促進する目的で昨年五月に制定されましたが、中型輸送機の国産化につきましては、一昨年度から財団法人輸送機設計研究協会が中心と

なり、国庫補助を受けましてY S I I型の設計研究を進め、先般実物大の模型を作製いたしました。政府当局では、航空機工業審議会の審議の結果を参考といたしまして、国産化実施の中核体として公私の共同出資による特殊会社を設立し、それに設計研究協会の研究を引き継がせ、さらに各メーカーとの協力によつて量産と販売を行わせることを必要と認め、ここに本改正案の提出となつたのであります。

本法案の要点は、第一に、特殊法人として日本航空機製造株式会社を設立すること、第二は、政府は予算の範囲内で会社に出資できることとし、また量産に入つた翌年度以降からは新たな政府出資をしない旨を規定していること、第三は、会社の社債発行限度を特許法規定の二倍まで認め、かつ設計費等の繰り延べ経理ができることとし、さらに会社の成立後五年間は配当ができないことにしていること、第四は、会社役員を選任と事業計画等は通商産業大臣の認可を必要とし、その他の監督規定を定めていふこと、以上であります。なお、政府は会社への出資金三億円を三十四年度の経済援助資金特別会計予算案に計上し、かつ、研究補助金六千万円を一般会計予算案に計上してあります。

委員会の審議において、「新設会社の資金計画と製造計画の内容いかん」、「中型輸送機の国内需要と輸出の

可能性に関する見通しいかん」、「駐留軍関係の熟練工の転用問題」、「航空機工業の全般的な見直し、特に次期戦闘機の機種決定遅延による空白をいかに埋めるか」といふ問題などにつきましても、熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終り、討論、採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても御報告いたします。

現行法は、御承知の通り、臨時肥料供給安定法と相応じまして、確安工業の合理化と輸出の調整を目的として昭和二十九年に制定された五年間の時限法でありまして、その有効期限は本年七月三十一日までであります。しかるに、現行法の施行により、確安の国内価格は相当下りしましたが、国際的な競争価格は国内価格をかなり下回っており、この状態は当分続く見込みでありますので、政府は、さらに合理化を促進して国際競争に耐え得るようにするには、引き続き同法を必要であるとして、その有効期限を五年間延長するため、本改正案が提出されました。なお、期限延長を五年間とする理由は、今後、確安の主要原料であるアンモニアのガス源の流体化を中心に、同工

業の質的な合理化を達成するには、工事計画に約五年を要するからとのことでありました。

質疑に入りまして、確安二法施行後の実績とか、今後の合理化計画と輸出の見直しなどに関して、突っ込んだ質疑応答がございましたが、詳細は会議録に譲ります。

なお、今後再び法律の延長を要することはないかとの質問に対しては、これからの五年間に合理化の達成に努め、政府は再延長などのごとがないよう努力する旨の答弁がございました。

質疑を終つて討論、採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で四法案に関する報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に対する法律案(内閣提

出、衆議院送付)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。文教委員長相馬治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の補助に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月三日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律の補助に關する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十四年度において実施される修学旅行から適用する。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十四年度において実施される修学旅行から適用する。

生徒に対し、教科用図書、学校給食及び医療に要する経費について国の補助が行われ、義務教育の円滑な実施に資しているものでありますが、今回新たに修学旅行費についても国の補助制度を創設しようとするものでございます。

小学校及び中学校における修学旅行は、教育課程の一環として実施され、その教育効果には見るべきものがあるにもかかわらず、これに要する費用が困難な家庭にとっては相当な経済的負担となり、その関係上やむを得ず参加できない児童生徒が少くないことにかんがみ、このような困難な家庭の児童生徒を修学旅行に参加させ、もって義務教育の円滑な実施に資する趣旨から、国が教科用図書等と同様の援助を与える必要があるということが、政府が本案提出の理由とするところであります。

従って、この法案は、市町村が困難な家庭の児童生徒に対し修学旅行費を給与した場合には、国は予算の範囲内でこれに要する経費の一部を市町村に補助することを規定するとともに、法律の題名その他について若干の改正を加えております。

委員会の審議に当りましては、各委員より種々の角度からきわめて熱心な質疑が行われ、特にこの種の補助についての将来の構想に関する質問に對しましては、政府は「逐次予算の拡大をはかり趣旨の徹底を期する」旨の答弁がございました。その他質疑及び答弁につき

ましては、速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、法務省設置法の一部を改正する法律案、省設置法の一部を改正する法律案、日程第七、運輸省設置法等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡光治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
法務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年二月二十六日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項中「法務大臣所部の職員に」を「刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に」に改め、同条中「法務研修所」を「法務総合研究所」に改める。

別表三札幌法務局の項管轄区域の欄中「札幌市」を「札幌市 江別市 千歳市」に、「美唄市」を「三笠市 美唄市 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市」に、「古宇郡」を「古宇郡 磯谷郡」に、「江部乙村」を「江部乙町」に、「安平村」を「早来町 追分町」に改め、「忍路郡」「美田郡」「三笠町 砂川町」「滝川町」「歌志内町 芦別町 赤平町」及び「磯谷郡の内」を削り、同表函館地方法務局の内「太櫛郡」「歌来郡」及び「磯谷郡の内」を削り、同表旭川地方法務局の項管轄区域の欄中「旭川市」を「旭川市 名寄市 士別市 紋別市」に改め、「東山村」及び「紋別町 上落清村、落清村」を削り、同表釧路

地方法務局の項中「網走市」を「網走市 根室市」に、「生田原村」を「生田原町」に、「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「上湧別村 下湧別村」を「上湧別町 湧別町」に改め、「根室郡」を削る。

別表五和泉少年院の項中「大阪府泉南郡下荘村」を「大阪府泉南郡南海町」に、同表豊岡農工学院の項中「愛知県愛知郡豊明村」を「愛知県愛知郡豊明町」に、同表豊浦医療少年院の項中「愛知県知多郡豊浜村」を「愛知県知多郡豊浜町」に、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡原村」を「広島県賀茂郡八本松町」に、同表北海道少年院の項及び千歳少年院の項中「北海道千歳郡千歳町」を「千歳市」に、同表紫明女子学院の項中「北海道空知郡歌志内町」を「歌志内市」に改める。

別表六東京婦人補導院の項中「東京都府中市」を「八王子市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所及び福岡入国管理事務所の項中「若松市」を「若松市、行橋市、豊前市、中間市」に改める。

別表十二札幌入国管理事務所根室港出張所の項中「北海道根室郡根室町」を「根室市」に改め、同表東京入国管理事務所立川出張所の項の次に次の一項を加える。

東京入国管理事務所千葉出張所 千葉市

同表大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所の項の次に次の二項を加える。

大阪入国管理事務所舞鶴港出張所 舞鶴市
大阪入国管理事務所伊丹港出張所 伊丹市

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項の次に次の一項を加える。

下関入国管理事務所小倉港出張所 小倉市

同表福岡入国管理事務所原港出張所の項の次に次の一項を加える。

福岡入国管理事務所熊本港出張所 熊本県宇土郡三角町

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四の改正規定は昭和三十四年四月一日から、別表十二の改正規定(札幌入国管理事務所根室港出張所の項に係る部分を除く)は同年七月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
運輸省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年二月二十六日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

四一九

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外一件

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外一件

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律

(運輸省設置法の一部改正)
第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 陸運局(第五十一条―第五十五条)」を「第四款 陸運局(第五十一条―第五十五条)」に改める。

第二十四条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関する事。

第二十九条中「航空保安事務所」を削る。

第三十七条の二及び第三十七条の三を削り、第三十七条の四を第三十七條の二とする。

第三十九条中「陸運局」を「陸運保安事務所」に改める。

第四十条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 船舶による危険物の運送及び貯蔵に関する事。

第四十条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関する事。

第五十一条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関する事。
第二章第四節に次の一款を加える。

第四款 航空保安事務所

(航空保安事務所)
第五十五条の二 航空保安事務所は、本省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

- 一 飛行場及び航空保安施設に関する事。
- 二 航空交通管制圏における航空交通管制に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関する事。

四 航空運送事業その他の航空に関する事業に関する事。

航空保安事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

運輸大臣は、航空保安事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、航空標識所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 航空保安事務所(第五十五条の二)」を「第四款 航空保安事務所(第五十五条の二) 航空交通管制本部(第五十五条の三)」に改める。

第三十九条中「航空保安事務所」を「航空保安事務所」に改める。
第五十五条の二第一項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、航空の安全に関する事。

(航空交通管制本部の所掌に属するものを除く。)

第五十五条の二に次の一項を加える。

4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空保安事務所の所掌事務の一部を航空交通管制本部に分掌させることができる。

第二章第四節に次の一款を加える。

第五款 航空交通管制本部

(航空交通管制本部)
第五十五条の三 航空交通管制本部は、本省の所掌事務のうち、航空交通管制区における航空交通管制及び飛行計画の承認に関する事務を分掌する。

2 航空交通管制本部は、埼玉原入岡郡武蔵町に置く。

3 航空交通管制本部の内部組織は、運輸省令で定める。

4 運輸大臣は、必要がある場合は、航空交通管制本部の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させることができる。

(航空法の一部改正)

第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十七条」を「第三百三十七條の二」に改める。
第九章中「第三百三十七條の二」の次に次の一条を加える。

(職権の委任)
第三百三十七條の二 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、航空保安事務所長に行わせることができる。

第四款 航空法の一部を次のように改正する。

第三百三十七條の二中「航空保安事務所長」の下に「又は航空交通管制本部長」を加える。

附則

1 この法律中第一条、第三条及び附則第二項の規定は昭和三十四年四月一日から、第二条及び第四条の規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 従前の航空保安事務所及び航空標識所の機関並びにこれらの職員は、改正後の運輸省設置法第三十九条の航空保安事務所の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

〔水岡光治君登壇、拍手〕

○水岡光治君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案外一件について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、法務省の付属機関である法務研修所を、職員に対する研修のほか、刑事政策に関する総合的な調査研究をも行う機関とする点にも、その名称を法務総合研究所に改める点であります。政府の説明するところによりますと、最近における犯罪現象の特異性にかんがみ、これに対処すべき方策を考究してきたが、今回、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、または職務上必要な訓練を行う研修機関として、法務大臣の管理のもとに置かれていた法務研修所を改組し、新たに刑事政策に関する総合的な調査研究をも行う機関とする点にも、その名称を法務総合研究所に改めようとする点であります。

その第二点は、東京婦人補導院の位置を八王子市に改める点であります。政府の説明するところによりますと、婦人補導院は、昭和三十三年法律第五十四号法務省設置法の一部を改正する法律により、東京外二カ所に置かれることとなり、東京婦人補導院の位置は、東京都府中市と定められ、建設計画を推進してきたのであります。が、右予定地の地理的条件、環境等が必ずしも適当でない認められるに至り、今回、関係各方面の協力を得て、八王子市所在の適当な土地を確保し得ることとなったので、東京婦人補導院

の位置を八王子市に改めようとする
とであります。

その第三点は、千葉市外四方所に
入国管理事務所の出張所を置くこと
であります。政府の説明するところ
により、現在、外国人の出入すべき
港として指定されているもの九十港
のうち、入国管理事務所の出張所が
設置せられ、職員が、常時、出入
国管理業務を行なっているものは
四十八港にとどまり、他の四十二
港については、外国船舶等の出入
のつど、もよりの入国管理事務所
から職員が出張して業務を行な
っている実情であります。このう
ち、年間を通じての外国人の出入
数及び港の地理的条件等を勘案し
て、今回、千葉、舞鶴、小倉、三
角の四つの海港及び伊丹の空港に
それぞれ入国管理事務所の出張所
を設置しようとするのであります。

その第四点は、最近における市
町村の廃置分合、名称変更等に伴
い、法務局、地方法務局、入国管
理事務所、少年鑑別所の名称、位
置、管轄区域等につき所要の整理
を行うこととあります。

内閣委員会は、前後四回委員会
を開き、その間、愛知法務大臣そ
の他関係政府委員の出席を求め
まして、本法律案の審議に当りま
したが、その審議において、犯罪
の悪質化に対する対策、法務総合
研究所の設置の理由とその運営、
司法

行政の面における裁判所の自主
性の確保、法務職員研修の現状、
法務省所轄官署の定員外職員の
処遇、婦人補導院の今後の整備
方針等の諸点につきましまして、
質疑応答が行われましたが、その
詳細は、委員会会議録に譲りたい
と存じます。

昨日の委員会において質疑を終
り、討論もなく、よって直ちに本
法律案の採決に入りましたところ、
全会一致をもって原案通り可決す
べきものと議決せられました。

次に、運輸省設置法等の一部を
改正する法律案について申し上げます。
まず、本法律案の内容を申し上げます。
この法律案は、航空保安行政組
織の整備に関する運輸省設置法等
の一部改正と、これに伴う航空法
の一部改正と、これに伴う航空法
の一部改正とが骨子となっております。

改正の第一点は、本省の付属機
関である航空保安事務所及び航
空保安施設所を本省の地方支分部
局に改め、航空局の所掌事務の一
部をこれに分掌させることとした
点であります。政府の説明によ
りますと、従来、航空保安事務所
は、もっぱら飛行場及び航空保安
施設の設置及び管理に関する事務
を所掌してきておりましたが、最近
とみに発展する民間航空の実情に
かみ、航空機の運航の監督その他
の行政事務を迅速かつ合理的に処
理するため、これらの事務を航空
保安事務所所掌させる必要

が生じて参り、一方、右の航空機
の監督等の事務は航空局の所掌に
属しておる關係上、これらの事務
を航空保安事務所所掌させるため
には、国家行政組織法の規定に照
らし、その性格を地方支分部局と
する必要があるとあり、また、航
空保安施設及び航空無線通信施設
の管理に関する業務を行なってお
るが、航空保安事務所を地方支分部
局とするのが、その出先機関とし
て最も適当であるといふのであ
ります。

改正の第二点は、航空路におけ
る航空交通管制を行う地方支分部
局として、航空交通管制本部を設
置する点であります。政府の説明
によりますと、政府の航空交通管
制業務を日本側へ移管する態勢の
整備を進めてきたのであります。こ
れを完了したので、これに続き、
現在、在日米空軍が埼玉県入間川
において行なっている航空路の管
制業務をすべて日本側へ移管する
段階となり、このたびは在日米空
軍とほぼ意見の一致をみたので、
本年七月を目途として航空交通
管制本部を設置する予定である
こととあります。

改正の第三点は、航空法に基
く運輸大臣の権限の一部を航空
保安事務所長に委任することと
あります。

たは航空交通管制本部長に行
わせることとした点でありまして、
右のほか、輸出検査法その他運
輸関係法律の制定等に伴い、所
掌事務に関する規定を整備する
ことといたしております。な
お、航空保安事務所等を地方支
分部局とする改正規定は本年四
月一日から、航空交通管制本部
の設置は本年七月一日を目途と
して、それぞれ実施することを予
定いたしておることとあります。

内閣委員会は、前後三回委員会
を開き、この間、水野運輸大臣そ
の他関係政府委員の出席を求め
まして、本法律案の審議に当り
ましたが、その審議において、民
間航空事故発生原因とその責任
の所在、民間飛行場の管理、特
に千歳飛行場の管理の現状とそ
の改善策、民間飛行場の整備開
発計画、民間航空機のパイロッ
ト養成計画、鉄道その他陸運の
改善強化の政府の方針、気象観
測施設の整備方針等の諸点につ
き、質疑応答が重ねられました
が、その詳細は委員会会議録に
譲りたいと思ひます。

昨日の委員会におきまして質疑
を終り、討論もなく、よって直
ちに本法律案を採決いたしました
ところ、全会一致をもって原案
通り可決すべきものと議決せ
られました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言
なければ、これより両案の採決
をいたし

ます。両案全部を問題に供し
ます。両案に賛成の諸君の起立
を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認
めます。よって両案は全会一致
をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、道
路法の一部を改正する法律案、
日程第九、道路整備緊急措置法
の一部を改正する法律案、
日程第十、日本道路公団法の一
部を改正する法律案(いずれも
内閣提出、衆議院送付)、
以上三案を一括して議題とす
ることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議
ないと認めます。まず、委員
長の報告を求めます。建設委員
長長川慎一君。

〔審査報告書は都合により追
録に掲載〕
道路法の一部を改正する法律
案の右の内閣提出案は本院にお
いてこれを可決した。よって国会
法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外一件 道路法の一部を改正する法律案外一件

昭和三十四年三月五日 衆議院議長 加藤謙五郎 参議院議長 松野鶴平君

昭和三十四年三月五日

昭和三十四年三月五日

昭和三十四年三月五日

道路法の一部を改正する法律案
 道路法の一部を改正する法律
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道路の保全(第四十二條―第四十八條)」を「第四節 道路の保全(第四十二條―第四十八條―第四十八條の二)」と改める。

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。

第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては」を削り、「一例」の下に「(指定区間内の一級国道にあつては、政令)」を加える。

第五節 自動車専用道路

(自動車専用道路の指定)
 第四十八條の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があるとき、また、供用の開始(他の道路と交差する部分)について第十八條第三項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみの一般交通の用に供する供用の開始を除く。)がない道路(高速自

動車国道及び一級国道を除く。)について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者(当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。)があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうして車両の能率的な運行に支障のある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。)の区間内において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、区域を定め、自動車のみの一般交通の用に供する部分を指定することができる。ただし、当該道路の区間に他の一般交通の用に供する部分があつて自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3 道路管理者は、第一項又は前項の規定による指定をしようとする場合においては、一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下次条中同じ。)との調整について特に考慮を払わなければならない。

4 道路管理者は、第一項又は第二項の規定による指定をしようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路等との交差の方式)
 第四十八條の三 道路管理者は、前

条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する道路その他の施設(以下本条及び次条中「道路等」という。))と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)
 第四十八條の四 道路等(軌道を除く。以下本項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該道路の効用を妨げない場合に限る。同項後段の場合にあつては当該交差が前

条ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。前項の協議に應じ、又は同項の許可を与えることができる。

(出入の制限等)
 第四十八條の五 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行人の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(違反行為に対する措置)
 第四十八條の六 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一條第四項中「道路管理者は」を「道路管理者(第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下本項及び次項中同じ。)」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第九十六條第一項各号列記以外の部分中「道路管理者が」を「道路管理者(第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 道路管理者が第四十八條の四第一項の規定による許可を与えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に關する処分をしないこと。

第九十六條第二項中「建設大臣若しくは一の」を「建設大臣(第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)、一の」に改め、同条第五項中「又は建設大臣」の下に「第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。」を加える。

第九十七條中「第四十八條の下に」を「第四十八條の二、第四十八條の四、第四十八條の五第二項、第四十八條の六」を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(権限の委任)
 第九十七條の二 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限(第二十七條の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局

長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三百三条第一項中「第四十七條第二項」の下に「又は第四十八條の六」を加え、同項に後段として次のように加える。

第七十一條第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(道路運送法の一部改正)

2 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二條第八項中「(高速自動車国道を除く。)」を「道路法による道路以外のもの」に改める。

第四十九條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該一般自動車道の路線の選定が道路法による道路で自動車のみ的一般交通の用に供するものとの調整について特に考慮してなされているものであること。

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「並びに第四十八條第一項及び第二項」を「第四十八條第一項及び第二項並びに第四十八條の五第二項」に改め、同項第十二号中「第四十七條第二項」の下に「又は第四十八條の

六を加え、同項第十三号中「並びに第四十七條第三項」を「第四十七條第三項並びに第四十八條の四第一項」に改める。

第十三條の見出し中「運輸大臣」の下に「との協議及び運輸大臣を加え、同條第一項中「あらかじめ」の下に「道路法第四十八條の第二項の規定による指定を受けた道路にあつては運輸大臣と協議し、その他の道路にあつては」を加える。

第十七條第一項第八号中「又は第四十七條第三項」を「第四十七條第三項又は第四十八條の四第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 道路法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

九 道路法第四十八條の四第一項の規定により許可をすること。

第十八條の二中「指定区内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては」を削り、「一条例」の下に「指定区内の一級国道にあつては、政令」を加える。

第三十條第一項中「第七十一條第四項、」を「第七十一條第四項若しくは第五項、」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

4 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十四年三月五日

衆議院議長 加藤鏞五郎

参議院議長 松野鶴平殿

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「昭和三十三年度」の下に「以降五箇年間」を加え、同條第二項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本道路公団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本部においてこれを可決した。

昭和三十四年三月五日

衆議院議長 加藤鏞五郎

参議院議長 松野鶴平殿

日本道路公団法の一部を改正する法律案

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の二項を加える。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算に定める金額の範囲内で、公団に出資することができる。

第二十六條第四項中「道路債券の債権者」の下に「及び公団に対して資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を加え、同條第八項を同條第十項とし、同條第七項の次に次の二項を加える。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき道路債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。

9 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第三條に規定する外国投資家が前項の道路債券を譲り受けたときは、当該道路債券に係る貸付金債権について同

法第十三條の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君 ただいま議題となりました道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案の三法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路法の一部を改正する法律案の要旨について申し上げます。

最近における自動車交通量の増加に伴う東京等の大都市その他の交通の円滑をはかるために、自動車専用道路の制度を設け、この自動車専用道路は、原則として立体交差とし、他の道路等との連絡を制限するほか、みだりに立ち入り、または自動車以外の方法による通行を禁止する等の施策を規定し、よりとするものであります。

次に、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 関稅定率法の一部を改正する法律案外二件

すなわち、今回閣議の決定をみたる道路整備五カ年計画を実施するに当り、道路整備の緊急性、地方財政の状況等を勘案して、昭和三十四年度以降四カ年間に於いても、昭和三十三年度におけると同様に、道路整備事業費に對し高率の負担割合または補助率を定めようとするもので、道路法の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定めをすることができるとするものであります。

次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本道路公団の事業の拡大に伴い、事業運営の合理化をはかるため必要があるときは、建設大臣の認可を受けてその資本金を増加することができることとし、この場合には、政府は公団に出資することができることといたしますとともに、高速自動車国道の建設に要する資金を調達するため、公団が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合、同銀行の債権者としての地位の保護等に関する規定を整備しようとするものであります。

以上三法案は、二月二日及び九日にそれぞれ本委員会に付託せられ、三月十九日に至る間、一括して審査いたしましたのでありますが、質疑のおもなる点は、自動車専用道路の指定の場合の基準及び一級国道を対象外にした理由、立体交差の費用負担、道路整備五カ年

計画の内容、道路法の罰則と道路交通取締法との関係、道路借款等についてでありまして、これに對し政府側よりそれぞれ答弁がございましたが、その詳細は會議録に譲ることといたします。かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、関稅定率法の一部を改正する法律案、日程第十二、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、日程第十三、補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
関稅定率法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年三月十二日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平君
関稅定率法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案
関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三百十一号の稅率の欄中「十四円」を「四十一円五十銭」に、

「二十四円」を「五十一円五十銭」に改め、同表第三百十二号の稅率の欄中「三十六円」を「六十三円五十銭」に改め、同表第三百十三号の稅率の欄中「三割五分」を「三割五分(その率が一キログラムにつき二十七円の率より低いときは、一キログラムにつき二十七円)」に、「六円」を「十八円」に、「十円」を「二十七円」に改め、同表第三百二十号の稅率の欄中「三割五分」を「三割五分(その率が一キログラムにつき二十七円の率より低いときは、一キログラムにつき二十七円)」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

「二」を「一」に改め、同表第六百四号の品名の欄中「デリス根」の下に、「インド蛇木根」を加え、同表第四百九号の品名の欄中「マグネシウム及びその合金」の下に「塊及び片」に限る。を加え、同号の稅率の欄中「五分」を「一割」に改め、同表中

号二に掲げる物品を除く。以下「砂糖類」という。で関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第三号に規定する外國貨物に該当するものを原料として関稅法第五十六条に規定する保稅作業をしてきた製品で、この法律の施行前に同法第四条第二号に規定する税関長の承認を受けていたもののうち、当該砂糖類について砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による改正前の砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)第九条に規定する稅率により砂糖消費税を課されたもの又は砂糖消費税法の一部を改正する法律附則第三項第四号の規定の適用を受けるものについて、この法律の施行後に關稅を徵収する場合には、その關稅の稅率は、関稅法第五条の規定にかかわらず、改正前の関稅定率法の別表による。

この法律の施行前に改正前の関稅定率法第十九条第一項の規定により關稅の免除を受けた砂糖類のうち、砂糖消費税法の一部を改正する法律による改正後の砂糖消費税法第九条に規定する稅率により砂糖消費税を課されることとなるものについて、この法律の施行後に改正後の関稅定率法第十九条第四項の規定により關稅を徵収する場合には、同項の規定にかかわらず、同法の別表による關稅を徵収する。

この法律の施行前に改正前の関稅定率法第十九条第一項の規定により關稅の免除を受けた砂糖類のうち、砂糖消費税法の一部を改正する法律による改正後の砂糖消費税法第九条に規定する稅率により砂糖消費税を課されることとなるものについて、この法律の施行後に改正後の関稅定率法第十九条第四項の規定により關稅を徵収する場合には、同項の規定にかかわらず、同法の別表による關稅を徵収する。

この法律の施行前に改正前の関稅定率法第十九条第一項の規定により關稅の免除を受けた砂糖類のうち、砂糖消費税法の一部を改正する法律による改正後の砂糖消費税法第九条に規定する稅率により砂糖消費税を課されることとなるものについて、この法律の施行後に改正後の関稅定率法第十九条第四項の規定により關稅を徵収する場合には、同項の規定にかかわらず、同法の別表による關稅を徵収する。

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和三十四年三月十二日
 衆議院議長 加藤謙五郎
 参議院議長 松野鶴平殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
 砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 砂糖
 第一種 分みつ(操作を加えて糖みつを分離することをいふ。以下同じ。)をしない砂糖(真空結晶かんによる結晶工程を経たものを除く。以下「結晶工程を経ない含みつ糖」といふ。)のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖(粉状若しくは粒状のもの、第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は政令で定める

方法による濾過工程を経たものを除き、当該砂糖をその製造場から移出する前に該砂糖であることの確認を受けたものに限る。)で、糖度(温度二十度の時において検糖器により測定した場合の直接偏光度をいふ。以下同じ。)九十度以下のもの
 乙類 結晶工程を経ない含みつ糖のうち、第一種甲類の砂糖以外の砂糖で、糖度八十六度以下のもの
 第二種 第一種及び第三種の砂糖以外の砂糖
 第三種
 甲類 氷砂糖及びこれに類するもの
 乙類 分みつをした砂糖を原料とする角砂糖、分みつをした棒砂糖その他これらに類するもの
 二 糖みつ
 第一種 てん菜を原料として砂糖を製造する際に生じた糖みつ(てん菜糖を精製する際に生じた糖みつを除く。)及び糖度四十度以下のその他の糖みつ(氷砂糖を製造する際に生じた糖みつを除く。)
 第二種 第一種の糖みつ以外の糖みつ
 第二條第三項中「第一種の」を削り、「できないものは、」を「できないものについては、糖度二十五度以上であつて還元糖の含有量が全重量

の百分の三十五に満たないものを」に改める。
 第五條第二項に次のただし書を加える。
 ただし、第十八條第一項第三号に掲げる物品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域に該当する当該物品の製造場の所在地の所轄税関長の承認を受けて、当該物品の製造場において関税法第二條第三号(定義)に規定する外国貨物である砂糖類を当該物品の原料として消費する場合には、この限りでない。
 第五條第三項中「前項」を「前項本文」に改め、同条に次の一項を加える。
 4 砂糖類の製造場に現存する砂糖類が納納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該砂糖類をその製造場から移出したものとみなす。
 第八條第二項第一号中「糖みつ(氷糖みつを除く。)」を「第一種の糖みつ」に改め、同項第二号中「製造者(当該糖水の原料である砂糖類について第十五條第五項の規定により砂糖類の製造者とみなされる者を含む。)」が製造するものを「製造場(当該糖水の原料である砂糖類について第十五條第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所を含む。)」において製造されるものに改める。
 第九條第一項各号列記以外の部分中「百斤」を「キログラム」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 砂糖
 第一種 五円
 乙類 七円
 第二種 二十一円
 第三種
 甲類 二十七円五十銭
 乙類 三十三円五十銭
 第九條第一項第二号中「千五百五十円」を「五百円」に改め、同項第三号中「四百円」を「三百円」に、「二千五百五十円」を「十六円」に改め、同項第二号中「氷糖みつ」を「糖みつ」に改める。
 第十條第一項中「第一種」の下に「又は第三種」を加え、同項に次のただし書を加える。
 ただし、第五條第四項の規定に該当する場合には、直ちに、既に製造場から移出した砂糖類(同条第一項又は第四項の規定に該当することにより移出したものとみなされた砂糖類を含む、既にこの項の規定により申告した砂糖類を除く。)につき申告書を提出しなればならない。
 第十八條第一項各号列記以外の部分中「第五條の」を「第五條第一項、第二項本文又は第三項の」に、「第五條第二項」を「第五條第二項本文又は第三項」に改める。
 第二十條第二項中「氷砂糖」については、百斤につき二百五十円、その他の第三種の砂糖については、百斤につき七百五十円を「第三種甲類の砂糖」については、一キログラムにつき四円、第三種乙類の砂糖については、一キログラムにつき十二円五十

銭」に改め、同条第五項を次のように改める。
 5 第十七條及び第十八條第三項の規定は、第一項の承認を与える場合について、同条第三項の規定は、第二項の承認を与える場合について準用する。この場合において、第十七條中「当該承認に係る砂糖類」とあるのは、「当該承認を受けて製造した砂糖類」と読み替へるものとする。
 第二十一條第六項中「前項の書類」を「前項の確認を受けた後、同項の書類」に、「当該砂糖類の製造場」を「当該もとし入れ、又は移入に係る製造場」に改める。
 第二十二條第二項中「百斤につき二千八百円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税」を「キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額に相当する砂糖消費税額」に改め、同条第四項中「蔵置すべきこと」の下に「並びに大蔵省令で定めるところによりこれらの物品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきこと」を加える。
 第二十三條を次のように改める。
 (砂糖類の引取とみなす場合)
 第二十三條 輸出した第十八條第一項第三号に掲げる物品で次の各号に掲げるもののうち本邦にもどされたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該各号に掲げる砂糖類を保税地域から引き取る

昭和三十四年三月二十日 参議院会議録第十八号 関税法の一部を改正する法律案外二件

ものとみなして、この法律を適用する。

一 その製造者が第十八条第一項の規定によりその物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除された物品 当該消費した砂糖類と同一の種別及び重量の砂糖類(当該消費した砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖)

二 その輸出者が前条第二項の規定による還付を受けた物品 当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖

2 第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた砂糖類を原料として製造した物品を、輸出以外の目的で、保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを消費する者がその引取又は消費の時に当該物品の原料として消費した砂糖類と同一の種別及び重量の砂糖類(当該消費した砂糖類の種別又は重量が判明しない場合には、当該物品に含まれているしよ糖の重量に相当する重量の第二種の砂糖)を保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。

第二十九条を次のように改める。
(製造場内における砂糖類の販売業等の制限)
第二十九条 砂糖類の製造場(第十五条第五項の規定により砂糖類の

製造場とみなされる場所を除く。)において、砂糖類の販売業(当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。)又は砂糖類を原料とする物品(砂糖類を除く。以下次項において同じ。)の製造を行おうとする者は、政令で定める手続により、当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項及び次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 前項の税務署長は、同項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る砂糖類の販売場又は砂糖類を原料とする物品の製造場が砂糖類の製造場と区画されていないこと等の理由により、取締上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

第三十条第一項中「当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第二項において同じ。」を削る。

第三十三条を次のように改める。

(砂糖消費税証紙)
第三十三条 税務署長又は税関長は、砂糖消費税の保全のため、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者に対し、その製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする砂糖類の包装に砂糖消費税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、当該移出又は引取の時までに、証紙を破らなければ砂糖類を取り出すことができない方法によつて、当該移出又は引取に係る砂糖類の包装に、これをはり付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた砂糖類の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者に対して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

第三十三条の次に次の三条を加える。

(検印)

第三十三条の二 前条第一項の命令を受けた者は、その製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする砂糖類の包装が証紙をはり付けるのに不適当な形状のものである場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、同条第二項の規定による証紙のはり付けに代えて、砂糖類の包装に検印を受けることができる。

2 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(証紙のはり付け等がない砂糖類の所持等の禁止)
第三十三条の三 砂糖類の製造者、砂糖類を保税地域から引き取る者又は砂糖類の販売業者(以下次条において「砂糖類の製造者等」という。)は、第三十三条第一項の命令に係る砂糖類で、その包装に同条第二項の規定による証紙のはり付け若しくは前条第一項の規定による検印がないもの又は第三十三条第二項の規定に反する方法によりその包装に証紙をはり付けられていないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(証紙の譲渡制限等)
第三十三条の四 砂糖類の製造者等は、証紙(第三十三条第二項の規定によりはり付けられているものを除く。)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取りとする者が、その譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 砂糖類の製造者等は、販売の目的で所持する砂糖類の包装にはり付けてある証紙を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該包装から取り出して販売するため破る場合その他政令で定める場合には、この限りでない。

3 砂糖類の製造者又は砂糖類を保税地域から引き取る者は、第三十三条の二第一項の規定により検印

を受けた砂糖類の包装を、その検印を消さないで、さらに当該砂糖類以外の砂糖類の包装として使用してはならない。

第三十四条第一項第一号中「又は第十八条を、第十八条」に改め、「製造する者」の下に「又は第二十二

条第一項の承認を受けて第十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品を製造する者」を加える。

第三十六条第一項に次の五号を加える。

六 第三十三条第二項の規定に違反した者

七 第三十三条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

八 第三十三条の三の規定に違反して砂糖類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者

九 第三十三条の四第一項の規定に違反して証紙を譲り渡し、又は譲り受けた者

十 第三十三条の四第三項の規定に違反して砂糖類の包装を再使用した者

第三十七条第二号中「第十七条の下に(第二十條第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十九條を(第二十九條第一項)に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第三十三条の四第二項の規定に違反して証紙を破り、又ははがした者
附則第十二項を削り、附則第十三項中「第一種の砂糖で」を「砂糖のう

「結晶工程を経ない含みつ糖」に、「たる、箱、かんその他の容器に収容して冷却し、そのまま製造場から移出されたものであると認められるもの」を「加工しないで冷却して製造したもの（粉状若しくは粒状のもの、第一種乙類、第二種若しくは第三種の砂糖、第二種の糖みつ若しくは第二種の糖水を原料の一部として製造したもの又は政令で定める方法による濾過工程を経たものを除く）であると認められ、かつ、その糖度が九十度以下のもの」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十四項以下を一項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。

- 一 改正前の砂糖消費税法（以下「旧法」といふ。）第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までにその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合
- 二 旧法第十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施

行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

三 旧法第十五条第一項第三号又は第四号の規定による承認を受けてこの法律の施行前に旧法第十八条第一項各号に掲げる物品の製造場に移入された砂糖類がこの法律の施行後に当該物品の製造場から移出される場合（改正後の砂糖消費税法（以下「新法」といふ。）第五条第一項又は第四項の規定により移出したものとみなされる場合を含む、旧法第十八条第一項又は新法第十八条第一項の規定による承認を受けてこれらの物品の原料として消費される場合（次号の規定に該当する場合を除く。）を除く。）

四 前号の砂糖類で旧法第十八条第一項若しくは新法第十八条第一項の規定による承認を受けたもの又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第三号（定義）に規定する外国貨物である砂糖類で旧法第十八条第一項の規定による承認を受けたものを原料として製造された同項第三号に掲げる物品について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに輸出されたことの証明がない場合及び当該物品がこの法律の施行後に砂糖消費税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

五 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七条の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に同法第八条の規定により砂糖消費税の追徴が行われる場合及びこの法律の施行前に輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項又は第七条第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に同法第五号第三項又は第七号第三項の規定により砂糖消費税の追徴が行われる場合

四 前項の規定により砂糖消費税を徴収された、又は徴収されるべき砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類を含む。）をこの法律の施行後に砂糖類の製造場にもどし入れ、又は移入した場合に、新法第二十一条の規定は、適用しない。この場合において、当該砂糖類を当該もどし入れ、又は移入した製造場からさらに移出するとき（新法第五条第一項又は第四項の規定により移出したものとみなされる場合を含む。）は、新法第三条の規定にかかわらず、その砂糖消費税を徴収しない。

五 この法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、若しくは保税

地域から引き取られた砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類を含む。）で、当該移出先若しくは引取に係る砂糖消費税を徴収された、若しくは徴収されるべきものを、この法律の施行前に砂糖類の製造場に移入し、この法律の施行の際所持する場合又は当該砂糖類をこの法律の施行後に砂糖類の製造場にもどし入れ、若しくは移入した場合に、新法第二十一条の規定は、適用しない。この場合には、前項後段の規定を準用する。

6 新法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、新法第二十二條第一項の規定による承認を受けて、同項に規定する課税済の砂糖類で、その砂糖類の製造場からの移出又は保税地域からの引取がこの法律の施行前に行われたもの（以下「旧税率適用砂糖類」といふ。）を原料としてこの法律の施行後に当該物品を製造した場合には、その者に対して同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、その原料に供した砂糖類につき、旧法第二条に規定する砂糖類の区分に応じ、旧法第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額に相当する金額とする。

7 旧税率適用砂糖類を原料に供して製造した新法第十八条第一項第三号に掲げる物品をこの法律の施行後に輸出した者に対して新法第二十二條第二項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわ

らず、当該物品に含まれている砂糖の重量に応じ、六十キログラムにつき二千八百円の割合で計算した金額とする。

8 この法律の施行の際、砂糖類の製造者又は販売業者が、砂糖類の製造場その他の場所において次に掲げる砂糖類（当該砂糖類を原料の全部又は一部として製造した砂糖類（新法第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける砂糖類を除く。）を含む、新法第八条第二項第二号に規定する課税済の砂糖類（この法律の施行前に砂糖類の製造場にもどし入れられた砂糖類で、新法第二十一条第一項の規定の適用があるものを除く。）及び旧法第十五条第一項第三号又は第四号の規定による承認を受けてこの法律の施行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類を除く。）を所持する場合に、その者がこの法律の施行の日これを砂糖類の製造場から移出したものとみなして、当該砂糖類の重量に応じ、当該砂糖類が、旧法第二条に規定する第二種の砂糖で糖度が九十八度をこえないもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類するものを除く。）であるときは一キログラムにつき二十四円、その他の砂糖類であるときは当該砂糖類につき同条に規定する砂糖類の区分に応じ旧法第九条に規定する税率により算出した砂糖消費税額と新法第二十二條に規定する砂糖類の区分に応じ新法第九条に規定する税率により

算出した砂糖消費税額との差額に相当する金額の砂糖消費税を課する。

一 関稅定率法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第...)

二 この法律の施行前に困から譲渡された砂糖類

9 前項の場合においては、その徴収すべき砂糖消費税額を昭和三十四年五月から同年十月までの各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

10 この法律の施行の際、附則第八項の規定の適用を受ける砂糖類を所持する者は、政令で定めるところにより、その所持する砂糖類の貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに砂糖類の種類及び種別ごとの重量を記載した申告書を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

11 附則第八項の規定により砂糖類の製造場から移出したものとみなされた砂糖類は、その後直ちに当該製造場にもどし入れられたものとみなす。この場合には、新法第二十一条の規定は、適用しない。

12 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「酒稅証紙」の下に、「砂糖消費稅法第三十三條の規定による砂糖消費稅証紙」を、「稅印の印影」の下に、「砂糖消費稅法第三十三條の二の規定による檢印の印影」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長 加藤謙五郎 参議院議長 松野鶴平殿

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

法律の一部改正 (補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第一条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

附則第九項中「昭和三十四年三月三十一日」を「昭和三十五年三月三十一日」に、「昭和三十三年度分」を「昭和三十四年度分」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第二条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「その設置及び運営に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一」を「政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中補助金等の臨時特例等に関する法律第二条、第三条及び第五条の改正規定は、社会教育法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第...)

改正規定の施行の日から、第一条中補助金等の臨時特例等に関する法律第十条の改正規定並びに第二条及び附則第二項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 昭和二十九年分分から昭和三十三年分までの予算に係る精神衛生相談所の運営に要する経費に対する補助金については、なお従前の例による。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

〔加藤正人君登壇、拍手〕

○加藤正人君 たいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関稅定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案改正の概要を申し上げますと、第一点は、国内産のテンサイ糖及び沖繩産糖の保護のため、砂糖消費税の税率の引き下げと関連して、原料糖の関稅一キログラム当り十四円を、四十一円五十銭に引き上げる等、所要の改正をいたしております。第二点は、国民保健上の見地から蛇木根を一〇%から無税に引き下げ、国産保護のため、マグネシウム及び鉛の税率を五%引き上げる等、税率の調整を行なっております。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案改正の概要を申し上げますと、第一点は、国内産のテンサイ糖及び沖繩産糖の生産保護のため、別途、関稅定率法の改正により、輸入砂糖の関稅率の引き上げが行われておりますが、その引上額に見合ふ額だけ消費税の税率を引き下げようとするものであります。第二点は、黒糖の助成措置であり、従来からいわれる特別軽減税率を適用してきたのでありますが、今回はさらにキログラム当り一円六十七銭引き下げるとともに、糖度を九十度に引き上げ、品質の向上をはかっております。その他、証紙制度の採用により、課税の適正化をはかり、また計量単位をメートル法による単位に切りかえる等、所要の改正を行なっております。

以上三案の委員会の審議においては、テンサイ糖業者の採算問題、関稅と消費税の振りかえ差額一斤当り一円九十六銭についての根拠、及び消費者に与える影響等質疑がありました。特に、砂糖は専売制にすべきではないかとの質疑に対し、佐野政務次官より、今後十分検討して参りたいとの答弁がなされました。詳細は會議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、まず、関稅定率法の一部を改正する法律案について、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定し、次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について、討論、採決の結果、多数を

もって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、補助金等の臨時特例等に關する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、補助金等の整理合理化をはかるため、法律措置を要するものについて、昭和二十九年以降講ぜられて参りました特例措置を、引き続き昭和三十四年度以降においても講ずることとし、本特例法の有効期限を昭和三十五年三月三十一日まで延長することに

するほか、社会教育法、図書館法及び博物館法に基づく補助金については、さきに可決されました社会教育法等の一部を改正する法律案により、本特例措置の趣旨にのつた規定がそれぞれの実体法に設けられることになり、

ので、該当条文を本特例法から削除することとし、また精神衛生法に基づく補助の特例の規定についても、本特例法から削除して、実体法に所要の改正を加えようとするものであります。

委員会の審議の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じますが、特に、「補助金の整理について、国民代表をも含めた審議会を設置すべきではないか。また実態を明白にするために、補助金白書というよりなるものを発表する考えはないか」との質疑がなされたことに對し、佐野政務次官より、「補助金の整理はさきわめて困難な問題であ

り、そのためには、真摯な態度で、かつ超党派的な立場で取り組まなければならぬことを痛感している。また補助金の実態を国民に知らしめるため、何らかの形で発表することを検討してみたい」との答弁がなされました。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、関税法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、補助金等の臨時特例等に關する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十四、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案、

日程第十五、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案、

日程第十六、日本てん菜糖製造業者納付金法案、

日程第十七、臨時てん菜糖製造業者一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十七日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案

1 農業共済基金は、この法律の施行後一月以内に、總會の決議をもつて、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)第三十九条第一項の規定により積み立てられていた特別積立金のうち各会員の未払込出資金額(同法第十五条の規定による会員からの出資金のうちこの法律の施行の際現に未払込となつてゐるものの金額をいう。以下同じ)の合計額に相当する金額を取り戻すし、その金額だけ会員の未払込に係る出資金額が払い込まれたものとして払込済の出資金の総額を増加することができる。この場合には、その出資金額が払い込まれたものとされた時に、各会員は、その者に係る未払込出資金額を同法第十五条第三項の規定により農業共済基金に払い込んだものとみなす。

2 農業共済基金法第三十条第二項の規定は、前項の總會の決議について準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案

1 政府は、当分の間、食糧管理特別会計において買入れたてん菜糖を、小かん加糖れん乳又は小かん加糖れん乳の製造の用に供するため、これらの製造を業とする者に対し、政令で定めるところにより、時価よりも低い価格で売り渡すことができる。

2 前項において「小かん加糖れん乳」とは、砂糖を原料として加えて製造したれん乳でその成分が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七条第一項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを六百グラム以下の収容重量のかん詰にしたものをいい、「小かん加糖れん乳」とは、砂糖を原料として加えて製造した粉乳でその成分が同項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを千四百グラム以下の収容重量のかん詰にしたものをいう。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売渡価格の特例に關する法律案

昭和三十四年三月二十日

参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 加藤謙五郎

関税法の一部を改正する法律案外二件 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案外四件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本てん菜振興会法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

日本てん菜振興会法案

日本てん菜振興会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員等(第九条―第二十条)
- 第三章 業務(第二十一条―第二十四条)
- 第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十四条)
- 第五章 監督(第三十五条―第三十六条)
- 第六章 雑則(第三十七条―第三十八条)
- 第七章 罰則(第三十九条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本てん菜振興会は、てん菜及びてん菜糖に関する試験研究、優良なてん菜の原産種及び原種の生産及び配布等に関する業務を総合的に行うことにより、てん菜の生産の振興及びてん菜糖工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本てん菜振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。この場合において、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(定款)

第五条 振興会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員及び運営審議会に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 財務及び会計に関する事項
- 八 公告に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 振興会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 振興会でない者は、日本てん菜振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 振興会に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 振興会に役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員の内命)

第十一条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十三条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは非常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十四条 農林大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十五条 農林大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事長たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

5 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

しない非行があると認めるときは、農林大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命)

第十六条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十七条 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長は、理事又は振興会の職員のうちから、振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十九条 振興会の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第二十条 振興会に運営審議会を置く。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第二項の規定は、委員について準用する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一条 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらに就いて知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

第二十二條 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十三條 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 てん菜に関する試験研究を行うこと

二 てん菜の原原種及び原種の生産及び配布を行うこと。

三 委託を受けて前号の生産に係る原種によるてん菜の種子の生産及び配布を行うこと。

四 てん菜糖の製造に関する技術の企業化に関する試験研究をてん菜糖の製造業者及び農林大臣の指定するその他の者に委託して行うこと。

五 国内産のてん菜糖の消費の増進を図るための普及を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 振興会は、前項第七号に掲げる業務を行うとき、農林大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章 財務及び会計

第二十五条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に農林大臣に提出

し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添へ、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 振興会は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十一条 振興会は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

(財産の処分等の制限)

第三十二条 振興会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十三条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十五条 振興会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその

職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

三 第三十一条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第二十四条第二項、第三十二条又は第三十四条の農林省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十九条 第二十一条の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案外四件 四三一

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案外四件

第四十條 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第六條第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。
- 三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十五條第二項の命令に違反したとき。

第四十二條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(振興会の設立)

第二條 農林大臣は、第十一條第一項の例により、振興会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたいときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3 政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四條第一項の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

5 第三十八條の規定は、第一項の認可をしようとする場合に準用する。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(経過規定)

第六條 振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七條 この法律の施行の際現に日本てん菜振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八條 振興会の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第九條 振興会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正) 第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本貿易振興会」の下に、「日本てん菜振興会」を、「日本貿易振興会法」の下に、「日本てん菜振興会法」を加える。

(印紙税法の一部改正) 第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ次に次の一号を加える。 六ノ三ノ四 日本てん菜振興会ノ発スル證書、帳簿

第三條第一項第十号中「日本蚕繭事業団」の下に、「日本てん菜振興会」を加える。

(法人税法の一部改正) 第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「日本てん菜振興会」を加える。

(審査報告書都合により追録に掲載) 臨時てん菜糖製造業者納付金法 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和三十四年三月十二日 衆議院議長 加藤謙五郎 参議院議長 松野鶴平殿

臨時てん菜糖製造業者納付金法 案 臨時てん菜糖製造業者納付金法 (目的)

第一條 この法律は、てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)の施行前の設置に係るてん菜糖の製造場につきてん菜糖の製造を業とする者について、同法によるてん菜糖の政府買入制度のもとにおいて、その買入の価格がその生産費を基準として定められることとなつてゐるため他のてん菜糖製造業者に比較して多額の利益を生ずることがなかつたが、関稅率法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による砂糖の關稅率の引上げの措置及び砂糖消費稅法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)による砂糖消費稅の稅率の引下げの措置の実施後においては、これらの措置により当該製造場に係る償却費に関する負担の寡少等による低額の生産費に應じ他のてん菜糖製造業者に比較して特別の利益を生ずることとなり、これを放置すれば、てん菜の生産の現状とてん菜糖工業の特殊性から、てん菜糖製造業者間における公正な競争の基礎が失われると認められることにかんがみ、これらの法律に係る措置によつて当該てん菜糖製造業者に生ずる利益の調整を図り、もつててん菜の生産の振興とてん菜糖工業の健全な発展に資することを目的とする。

(納付金を納める義務) 第二條 てん菜糖の製造を業とする者で、昭和二十九年から昭和三十三年まで毎年、その製造したてん菜糖の全部又は大部分をてん菜生産振興臨時措置法第四條第一項の規定により政府に買入れられたものが昭和三十四年一月一日にお

いて現にてん菜糖の製造事業の用に供してゐたてん菜糖の製造場(以下「指定製造場」といふ。)についててん菜糖の製造を業とする者(以下「特別てん菜糖製造業者」といふ。)は、指定製造場において製造したてん菜糖を昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの期間内において当該指定製造場から移出したときは、その移出したてん菜糖につき、その重量に於て、一キログラム当り六円の割合で計算した金額を納付金として政府に納めなければならない。

2 農林大臣は、指定製造場の位置その他必要な事項を告示しなければならない。

(みなし移出)

第三条 昭和三十九年九月三十日までに指定製造場において製造され、同日までに当該指定製造場から移出されていないてん菜糖については、同日に移出されたものとみなして、この法律の規定を適用する。

(納付金の軽減又は免除)

第四条 次の各号の一に該当する場合に於ては、農林大臣は、特別てん菜糖製造業者の申請に基づき、政令で定めるところにより、第二条第一項の納付金(以下単に「納付金」といふ。)の額を軽減し、又は免除することができる。

一 特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けたとき。

二 砂糖の価格の長期にわたる異常な低落その他特別てん菜糖製

造業者の責に帰することができない理由によりその者に納付金を納めさせることが適当でないことを認められるとき。

(移出重量等の申告)

第五条 特別てん菜糖製造業者は、指定製造場ごとに、昭和三十五年以前に昭和三十九年まで、毎年十月十日までに、その日の属する年の前年の十月一日から一年間に当該指定製造場から移出したてん菜糖の重量その他政令で定める事項を記載した申告書を農林大臣に提出しなければならない。

(移出重量の決定通知)

第六条 前条の申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつたとき、又は当該申告書の提出があつた場合において当該申告書に記載された移出に係るてん菜糖の重量が農林大臣において調査したところと異なるときは、農林大臣は、その調査によつてその者の移出に係るてん菜糖の重量を決定し、これを当該申告書に提出すべき者又は当該申告書を提出した者に通知する。

(納付金の徴収)

第七条 納付金は、昭和三十五年から昭和三十九年まで、毎年十月三十一日を納期限として、農林大臣が、その納期限の属する年の前年の十月一日から一年間に指定製造場から移出したてん菜糖に係る分を徴収する。

(徴収猶予)

第八条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害に

より損害を受けた場合、砂糖の価格が長期にわたり政令で定める価格水準より低落した場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、特別てん菜糖製造業者が納付金を一時に納めることが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、その納めることが困難であると認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、三年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

2 農林大臣は、前項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納めることができないうやむを得ない理由があると認めるときは、特別てん菜糖製造業者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、同項の期間とあわせて五年をこえることができない。

(督促等)

第九条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が納付金をその納期限までに納めないときは、期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状によつて行うものとする。この場合において、督促状により指定すべき同項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法明治二十九年法律第八十九号(第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第十条 農林大臣は、前条第一項の規定による督促を受けた特別てん菜糖製造業者が、同項の規定により指定された期限までに納付金及び次条第一項の延滞金を納めないときは、国税滞納処分(の例)により、これを処分する。

第十一条 農林大臣は、第九条第一項の規定による督促をしたときは、その滞納に係る納付金の金額百円につき一日三銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

2 農林大臣は、前項の延滞金のうち、第八条の規定により徴収の猶予をした期間に対応する部分の額を免除することができる。

第十二条 第十条の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税につぐものとする。

(報告の徴収等)

第十三条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、特別てん菜糖製造業者に対し、業務及び財産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、特別てん菜糖製造業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、特別てん菜糖製造業者に対し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り、質問し、又は検査する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入、質問及び検査の権限は、犯罪捜査のため

めに認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四条 第五条の規定による申告書の提出を怠り、又は虚偽の申告書を提出した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十三条第一項の規定による職員の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

三 第十三条第一項の規定による帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則規定)

第十六条 特別てん菜糖製造業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該特別てん菜糖製造業者の業務又は財産に關し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該特別てん菜糖製造業者に対しても、各本条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十四年三月二十日 参議院会議録第十八号 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案外四件

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤鐵五郎
参議院議長 松野鶴平殿

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項及び第四条第二項中「公表し」を、「政令の定めるところにより、公表し、又は関係者に通告し」に改める。

附則第二項中「昭和三十四年七月三十一日」を「昭和三十九年七月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 たいだいま議題となりました農業関係の五つの法律案について、農業水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案であります。農業災害補償制度の円滑な運営をはかるため、昭和二十七年、農業共済基金が設立され、基金の資本金三十億円のうち、十五億円は政府が出資し、残り十五億円は、会員たる農業共済組合連合会が分

割して払い込み、今日までの残額二億三千六百十二万円を本年三月三十一日までに払い込んで出資が終ることになっております。ところが、基金は特別積立金を積み立て、その額が昭和三十三年度において約二億六千七百万円となっており、その処分は法律をもって定めることとしてあります。そこで、今回臨時措置として、この特別積立金の一部を取り戻し、これを今回払い込むことになって、これを今回払い出す資金に充てて、処分することができ

ることとする。この処分があったときは、これをもって会員の出資の払い込みが完了されたものとみなすこととしようとするのが、この法律案の提案の理由とその内容であります。

委員会におきましては、政府から提案の理由並びに農業共済基金の現況等について説明を聞き、質疑に入り、特別積立金発生の原因、今回の臨時措置による処分の具体的方法、特別積立金の今後の見直し等について質疑が行われ、かくして質疑を終り、討論に入り、東委員から日本社会党を代表して法律案に賛成、なお各会派の共同をもって、基金の業務の円滑健全な運営について政府の善処を促す趣旨の附帯決議が提案され、千田委員から要望を述べて法律案及び附帯決議に賛成があり、続いて採決の結果、全会一致をもって、この法律案は、附帯決議ととも

に、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次はテンサイ及びテンサイ糖関係の三つの法律案について申し上げます。

まず、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案であります。砂糖に関する関税と消費税との振りかえに關し、小かん加糖練粉乳の原料に使われる砂糖については、現在その消費税が免税となっておりますので、従つて関税の引き上げに見合う消費税の引き下げ分だけ、これが原価が高くなるわけであり、これを原価を防ぐため、政府は当分の間、食糧管理特別会計で買入れたテンサイ糖を、小かん加糖練粉乳の製造業者に、時価よりも安い価格で売り渡すことができることとしようとするのが、この法律案の提案の理由とその内容であります。

次は、日本てん菜振興会法案であります。テンサイ生産の振興及びテンサイ糖工業の発展に寄与するため、日本てん菜振興会を設けるため、この法律案が提案されたのであります。振興会は法人として、その資本金は当初一千万円で、政府がその全額を出資し、必要に応じて追加出資ができることとし、振興会の業務は、テンサイ及びテンサイ糖に関する試験研究、テンサイの種子の生産配布、国産テンサイ

糖の消費増進等とし、その他、振興会の組織、財務及び会計、監督、設立、解散並びに税法上の特例等について、必要な規定が設けられております。

次は、臨時てん菜糖製造業者納付金法案であります。今回の砂糖の関税と消費税の振りかえ措置の結果、特定のテンサイ糖製造業者は、特別な利益が生ずることになりますので、かかる特別な利益を国庫に納付させることによつて利益の調整をはかるため、この法律案が提出されたのであります。納付金の納付義務者は、てん菜生産振興臨時措置法施行以来、昭和三十三年まで、毎年その製造したテンサイ糖を政府に売り渡していたテンサイ糖製造業者で、本年一月一日現在、テンサイ糖を製造していた製造場、すなわち指定製造場において、この法律施行後もなおテンサイ糖の製造を行う者で、納付金の額は、指定製造場においてその製造したテンサイ糖を、昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの五カ年の間にその製造場から移出したとき、一キログラム当り六円の割合で計算した金額とし、なお、製造場が災害によつて著しい損害を受けるとき、あるいは砂糖の価格が長期にわたつて異常に低落した等の場合には、農林大臣は、納付金の額を軽減し、またはこれを免除し、さらに、やむを得ないときは、五年を限り納付金の徴収を猶予することができることと

し、以上のほか、納付金の徴収、督促及び製造業者の報告、事務所または事業所の立ち入り検査等について所要の規定が設けられております。

委員会におきましては、まず、政府当局から、これら法律案の提案の理由及び政府の甘味資源自給力強化総合対策その他について説明を聞き、以上三つの法律案を一括して審査を行うこととし、質疑に入り、国内における砂糖の需給及びその価格、甘味資源総合対策の改善強化、砂糖税制の改正、砂糖の専売、テンサイの生産計画とその実施方法、テンサイ及びテンサイ糖の価格形式とその維持、テンサイ糖製造工場の設置計画とこれが乱設の調整、納付金制度の具体的実施方法、振興会の事業計画とその予算、振興会の運営方法及び役員任命方法等の問題に関する諸般の事項について政府の所見が尋ねられ、その当否がたゞされ、善処が求められました。

かくして、質疑を終り、これら三法案を一括して討論に入り、堀本委員から自由民主党を代表して、これら法律案に賛成、なお、各会派共同により、国内甘味資源対策の強化、テンサイ生産及びテンサイ糖工業の安定発展及び振興会の公正な運営について、政府の善処を求める趣旨の附帯決議を提案され、続いて清澤、東及び千田の各委員から、それぞれ意見あるいは希望を述べて、法律案及び附帯決議に賛成

があり、続いて三つの法律案について、順次、採決の結果、全会一致をもってこれらの法律案は、いずれも附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案であります。肥料の需給の調整及び価格の安定をはかる目的をもって去る第十九回国会において臨時肥料需給安定法が制定され、この法律は、本年七月三十一日限り失効することになっております。ところが、肥料の現状にかんがみ、従来の措置を今後も継続するため、法律の有効期間を昭和三十九年七月三十一日まで五カ年延長するとともに、現行法律では、肥料の需給計画を定め、または変更した場合は、その内容を公表しなければならぬこととなっており、この法律案が提案された理由とその内容であります。

委員会におきましては、政府から提案の理由及びアンモニア系肥料に関する諸事情について説明を聞き、質疑に入り、硫安の需給と生産計画、硫安の輸出の状況と今後の見通し、及びこれが内需に及ぼす影響、硫安工業合理化計画の実績と今後の措置、硫安の生産費と最高販売価格の関係、日本硫安輸

出株式会社の運営状況とその経理、国内における肥料消費の動向とその指導方針、肥料需給の現状と、この法律の要否及びこれが農家経済に及ぼす影響、肥料懇談会の結論と今回の改正内容との関係等に関し、諸般の事項について政府の所見がただされました。

かくして、質疑を終り、討論に入り、河野委員から、この法律の効果は農家の経済に真に役立つものとなるよう、その運営に對し政府の善処を求め、趣旨の附帯決議を附して賛成があり、他に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、この法律案は、附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、それぞれの附帯決議に對し、高橋農林政務次官から、その趣旨を体し善処したい旨、政府の見解が述べられたのであります。以上これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひ、報告を終わります。(拍手)

委員会は、政府から提案の理由及びアンモニア系肥料に関する諸事情について説明を聞き、質疑に入り、硫安の需給と生産計画、硫安の輸出の状況と今後の見通し、及びこれが内需に及ぼす影響、硫安工業合理化計画の実績と今後の措置、硫安の生産費と最高販売価格の関係、日本硫安輸

○議長(松野鶴平君) 日程第十九、国内旅客船公団法案、日程第二十、特定港湾施設整備特別措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認められます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事相澤重明君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国内旅客船公団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月五日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認められます。よつて五案は全会一致をもって可決せられました。

第七章 罰則(第三十五条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国内旅客船公団は、国内旅客船の整備について、その資金の調達に困難である海上旅客運送事業者等に協力することにより、民生の安定に必要な航路の維持及び改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海上旅客運送事業者」とは、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三条第一項(一般旅客定期航路事業に係る部分に限る)又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による免許又は許可を受けた者をいう。

3 この法律において「旅客船貸渡業者」とは、国内旅客船の貸渡(期間備船を含む。)をする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

(法人格)

第三条 国内旅客船公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

第四条 公団は、事務所を東京都に置く。

国内旅客船公団法案
目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十八条)

第三章 業務(第十九条・第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十条)

第五章 監督(第三十一条・第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条・第三十四条)

(資本金)

第五条 公団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第七条 公団でない者は、国内旅客船公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

第九条 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員)の職務及び権限

第十条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公団の業務を監査する。

国内旅客船公団法案外一件

(役員任命)

第十一条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、理事長が運輸大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 海上旅客運送事業者、旅客船貸渡業者若しくは船舶若しくは船舶用機関の製造若しくは修繕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十四条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき、その役員を解任しなければならない。

第十五条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

(職員任命)

第十六条 公団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

第十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者と費用を分担して国内旅客船を建造し、又は改造すること。
- 二 前号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者が国内旅客船として使用させること。
- 三 第一号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者に譲渡すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第二十条 公団は、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

に完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び旅客船債券)

第二十六条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は旅客船債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による旅客船債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受け、旅客船債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、旅客船債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十七條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び旅客船債券の償還計画をたて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の基準)

第二十九條 公団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しよとするとともに、同様とする。

(運輸省令への委任)

第三十條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十一條 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十二條 運輸大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十三條 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十四條 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項、第二十七條の規定による認可をしよとするととき。
- 二 第二十条第二項又は第三十条の規定により運輸省令を定めよとするととき。
- 三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしよとするととき。

第七章 罰則

第三十五條 第三十二條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 三 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十一條第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第三十七條 第七條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(公団の設立) 第二条 運輸大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

4 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定) 第五条 この法律の施行の際現に国内旅客船公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内その名称を變更しなければならない。この場合において、第七條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第七条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

第八条 公団は、運輸大臣の指定する旅客船貸渡業者が所有する国内

旅客船であつて、昭和三十四年一月一日から公団の成立の日までに製造に着手したものについて、その建造に要した費用の一部を負担することができる。

2 前項の規定により公団が建造に要した費用の一部を負担した国内旅客船は、第十九條第二号から第四号までの規定の適用については、同条第一号の規定により建造した国内旅客船とみなす。

(登録税法の改正) 第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ九の次に次の一号を加える。

一ノ十 国内旅客船公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正) 第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ七 国内旅客船公団ノ為ニスル証書、帳簿

(所得税法の改正) 第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の八の次に次の一号を加える。

四の九 国内旅客船公団

(法人税法の改正) 第十二條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 国内旅客船公団法案外一件

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 国内旅客船公団法案外一件

第四条第二号中「森林開発公団」の下に、「国内旅客船公団」を加える。

(地方税法の改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に、「国内旅客船公団」を加える。

(行政管理庁設置法の改正)
第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に、「国内旅客船公団」を加える。

(運輸省設置法の改正)
第十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の次に次の一号を加える。
十五の二の三 国内旅客船公団を監督すること。
第二十三条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国内旅客船公団に関すること。

(離島航路整備法の改正)
第十六条 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「十年以内」を「昭和三十四年三月三十一日まで」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定港湾施設整備特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月六日
衆議院議長 加藤謙五郎
参議院議長 松野鶴平殿

特定港湾施設整備特別措置法案
特定港湾施設整備特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、輸出入貿易の伸長及び工業生産の拡大に対応して、重要な港湾施設を緊急に整備することにより、経済基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、次の工事をいう。

- 一 政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十二条第一項又は北海道開発法(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項の規定により運輸大臣が施行するもの
 - 二 政令で定める港湾区域外の航路の改良の工事であつて、運輸大臣が施行するもの
- (借入金)
第三条 特定港湾施設工事を施行するため必要があるときは、特定港

湾施設工事特別会計法(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、その工事に要する費用の一部につき借入金をもつてその財源とすることができる。

(港湾管理者の負担割合の特例)
第四条 重要港湾(北海道の重要港湾を除く。以下この条において同じ。)において企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第四項前段の規定による特定港湾施設工事を施行する場合において、同項後段の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五以上であるときは、港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、港湾管理者は、その工事に要する費用について当該費用の額から当該負担金の額を控除した額の十分の五を負担する。

2 運輸大臣は、特定港湾施設工事(前項に規定するものを除く。)であつて政令で定めるものについては、港湾管理者との協議がとつたときは、港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第一項本文又は北海道開発法第三条第二項において準用する同法第二条第一項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従ひ、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。

- 1 重要港湾において施行する工事 十分の六
- 2 北海道の港湾の水域施設又は外郭施設に係る工事 十分の一
- 3 北海道の港湾の係留施設に係る工事 十分の三・二五

3 前項に規定する特定港湾施設工事については、港湾法第五十二条第二項において準用する同法第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と読み替へるものとする。

4 港湾管理者は、特定港湾施設工事に要する費用について負担すべき負担金に係る政令で定める利息があるときは、当該負担金のほか、当該利息を負担する。

(強制徴収)
第五条 前条第一項に規定する特定港湾施設工事について、企業合理化促進法第八条第四項後段の規定による負担金を納付しない者があつたときは、運輸大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、百円につき一日四銭の割合で計算した額をこえない範囲内で行なければならぬ。

延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(特別利用料)
第六条 港湾管理者は、第四条第二項の規定により同項に規定する特定港湾施設工事について負担する負担金のうち、当該工事に要する費用の額の十分の二(北海道の港湾については、十分の一)に相当する部分(その部分に係る政令で定める利息を含む)の財源に充てるために特別利用料を徴収するものとする。

2 前項の特別利用料の種類及び料率の基準は、政令で定める。

3 第一項の特別利用料については、港湾法第四十四条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(通商産業大臣との協議)
第七条 運輸大臣は、第四条第一項に規定する特定港湾施設工事を施行しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(工事の委託)
第八条 運輸大臣は、特定港湾施設工事の一部を港湾管理者に委託することができる。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 企業合理化促進法の一部改正(企業合理化促進法の一部改正)よつて改正する。

第八條第四項中「港灣法」の下に「若しくは北海道開発のためにする港灣工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)」を加える。

〔相澤重明君登壇、拍手〕

○相澤重明君 たいだいま議題となりました国内旅客船公団法案及び特定港灣施設整備特別措置法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国内旅客船公団法案について申し上げます。

本法案は、国内旅客船の老朽化している現状にかんがみまして、資本金二億円、全額政府出資の国内旅客船公団を設立して、これを政府の特別の監督のもとに置き、同公団をして資金調達に困難な旅客船事業者と協力して老朽船の改善をなさしめ、もつて民生の安定に必要な航路の維持改善をはかり、とするものでありまして、これに伴い、離島航路整備法による造船融資利子補給制度は、三十三年度の融資限りでこれを行わないこととしております。なお、二億円の政府出資については、三十四年度産業投資特別会計より行い、予算措置がなされております。政府の説明によりますと、公団は、原則として、建造費の七割、改造費の五割を負担して、事業者と船舶を共有し、使用料をとつて事業者で使用させ、また、おむね公団持ち分の残

存価格で事業者に譲渡する趣きであります。

本委員会におきましては、国内旅客船事業の公共性、安全性の確保の観点より、きわめて熱心な質疑が行われたのでありますが、そのおもな点を申し上げますと、公団による国内旅客船の改善計画及びこれが実施に当り、対象船舶の選定について、公団の経営本位の感覚から、零細な事業者が選定漏れとなるおそれなきかの質問に對し、大臣及び政府委員より、改善計画につき数字を示し答弁があり、また、その実施については、船舶の老朽度、就航航路における民生安定上の重要度、事業者の適格性等を十分検討して決定したい旨答弁がありました。これに關連し、次に、公団の資金計画について質疑が行われましたが、主として政府委員より、公団は、三十四年度において、政府出資二億円と、資金運用部資金よりの借入金三億円及び船舶使用料収入千五百万円を受け入れて業務を運営する。船舶使用料には、おおむね建造費の減価償却分と、金利相当額として、資金運用部資金の金利六分五厘に若干の安全率を見込んで七分程度を織り込みたい旨答弁いたしました。

次に、船舶使用料に織り込まれる七分の金利相当額について、委員より、本法案の対象とする事業者の資力よりみて、外航船舶に對する財政融資の金利六分五厘より高いのは妥当を欠くものであるとの、少くも外航船舶並みとすべきではないかの質疑が行われたのでありますが、これに對し、政府側は、零細な事業者が多い現状にかんがみ、使用料には若干の安全率を見込んで貸し倒れに備え、この制度による利益が広く行き渡るようにしたい。なお、使用料収入は積み立てて後年度に繰り越されるものであって、公団の管理費は二億円の政府出資でまかなわれるとの答弁がありました。次に、事業者が調連する建造費の三割について市銀融資を期待し得るかとの質疑がありました。政府委員は、三割の一部は関係金融機関等より調達し得るものと考えている旨答弁いたしました。そのほか科学的調査に基づく改善計画の推進、離島航路補助の強化、公団の運営に關して種々質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ることを了承願います。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、松浦委員より、本案に賛成であるが、来年度予算においては所要資金の確保について特段の努力を払い、所期の目的達成のため努力された。また、本制度の運用に當つては、いたすに事業者の事情にとらわれることなく、本法の趣旨達成に努められたいとの意見が表明されました。次に岩間委員より、本案に反対する旨表明せられ、本制度による計画規模ではその実施の裏づけなく、老朽船の改善はおろか、現状維持すら困難であつて、そ

の目的達成のため徹底を欠いており、また、公団は不十分な資金で充足するため、公団の存立維持が第一となり、所要船舶の改善がおろそかにされること必至であるとの意見が述べられました。次に江藤委員は、本法案に賛成するが、所期の目的達成のため、来年度以降において政府出資の増加による等、所要資金を確保し、また、信用度の低い業者に對しては信用保証措置を講じ、金利負担については外航船舶と同程度にするよう努力されたい旨、賛成意見が述べられ、また、相澤委員より、次の附帯決議を付し賛成の旨、意見が述べられました。その附帯決議は次の通りであります。すなわち、

政府は国内旅客船の整備を促進し且つ海上旅客運送事業の発展を図るため、速に左の措置を講ずべきである。

一、国内旅客船公団に對する政府出資金を増額すること。なお資金運用部資金の融資を十分に確保するとともに、外航船舶建造に對する利子との均衡を考慮して船舶使用料を定むること。

二、海上旅客運送事業の健全な発展を期するため、航路補助金の増額を図ること。海上旅客運送事業の実態にかんがみ、事業税、固定資産税等の軽減を図ること。

船員の福利厚生施設の整備を図るよう指導すること。

かくて討論を終局し、採決に入りましたところ、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、相澤委員提出の附帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。

次に、特定港灣施設整備特別措置法案について御報告申し上げます。

まず、政府から説明されました本法案の要旨について申し上げます。わが国における躍進的輸出貿易の伸張と工業生産の拡大の傾向にかんがみ、それに対応するための経済基盤の強化をはかるため、その隘路となつてゐる主要港灣の重要な特定港灣施設を緊急に整備するための特別措置として本法案を提出したることでありました。

次に、その内容について申し上げます。

まず第一点は、本法による工事対象港灣は、輸出貿易の振興と工業生産の拡大に必要な重要港灣でありまして、これを経済的要請別に見ますと、輸出港灣として横浜港外五港、石油港灣として川崎港外三港、鉄鋼港灣として室蘭港外六港、石炭港灣として苫小牧港外八港が予定されており、この港灣施

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 国内旅客船公司法外一件 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するた 四四〇

設工事は特別会計により国の直轄工事を原則としております。

第二点は、港湾管理者の工事費用負担の特例についてであります。その一は、石油港、鉄鋼港において、企業合理化促進法に基いて受益者負担を徴収する場合の港湾管理者の負担の特例でありまして、この場合の港湾管理者の負担は、受益者負担金を差し引いた残額の五割となっております。その二は、石炭港の全部及び輸出港の一部について、港湾管理者は、使用者から特別利用料を徴収し得ることとし、この特別利用料相当額をあらかじめ港湾管理者に負担させることができることとしたこととあります。この特別利用料の額は、内地の港湾においてはその工事費の二割相当額、北海道の港湾については一割相当額となっております。

第三点は、港湾工事費の一部に充てるため、特別会計は借入金をするのであります。特別会計が設けられていることとありまして、本法案による港湾管理者の負担金は、この借入金によってまかなわれることとなっております。まかなわれることになっております。しこうして、その利子相当額が港湾管理者の負担になることを定めております。

以上が本法案の骨子となっております。この工事をおおむね四力年で完成することを目標として、昭和三十四年度特別会計予算規模は七十七億七千万円となっております。

次に、委員会における質疑のおもなる点について申し上げます。まず、この法案で規定されている特定施設につき特別利用料徴収制度を設けた事由、並びに、新旧設備の間に不公平が起き、港湾運営上支障を起さないかとの質問に対し、大臣及び政府委員は、既存の設備はその機能が限界まで来ており、これに反し今回の整備による港湾施設は優秀で能率的であり、かつ経済効果は著しいものがあるもので、これらの使用者から受益者負担として利用料を徴収することは合理的と考へこの制度を設けた旨の答弁がありました。

次に、今回の対象工事から荷役設備等を除外し、これが港湾管理者の負担になっておるため、その整備の進行がおくれ、完全な港湾機能が発揮できないのではないかとこの質問に対し、政府委員は、荷役設備等も港湾機能の完全な発揮の上からは一体的に考へる必要があり、特別会計は受託工事としてこれを引き受けることができることとし、またその資金の確保にも努力したい旨の答弁がありました。次に、本法による港湾工事施行のため、地方公共団体の負担は急激に増加するが、地方財政の現状から見て妥当かどうか、また港湾管理権の主体性が侵される心配はないかとの質問に対し、大臣及び政府委員は、本法制定の趣旨から見れば、できるだけ国費を増加し、地方公共団体の負担を軽減するのが理想であるが、

財政上の理由から完全にはできなかつた。しかし、港湾工事の整備により地方経済の繁栄に寄与するものも大きく、この程度の負担は現実の問題として了承してほしい旨、また港湾管理権についてはこれを侵す心配はない旨の答弁がありました。最後に、本法による対象港は、石炭、石油、鉄鋼港等であり、これは大企業を援助することになり、大衆の利益増進にはならないのではないかと、また港湾工事計画作成に当って将来の中共貿易再開を見込まれたかとの質問に対し、大臣及び政府委員は、石炭、石油、鉄鋼等はいずれも基礎的重要物資であり、その価格の低下は一般物価に反映し、国民全体の利益に寄与することになり、特に大企業援助とはならない。また今回の工事計画は、重要港湾の現状を基礎として作成したものである旨の答弁がありました。なお、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、相澤委員より、本法制定の趣旨には賛成であるが、地方財政について将来特別の配慮をすること、及び港湾管理権について地方公共団体の主体性を尊重することを強く要望するとともに、次の附帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。附帯決議の案文は次の通りであります。すなわち、

本法案の目的を達成するためには、港湾の機能が最高度に発揮されるよう諸施設の均衡ある整備が必要である。又不特定多数の利用者より徴収する特別利用料の如きは港湾運営の面から再考を要すると認められる。よって政府は左記事項につき至急検討を加え、善処すべきである。

一、上屋、荷役機械、埠頭用地等を本法案の対象施設とすること。
二、特別利用料徴収に關して再検討を為すこと。
次に、岩間委員より、本法は、貿易及び経済の不安定な見通しのもとに、国家財政と地方財政の圧迫により、いたずらに大企業を強化しようとするもので、本法案に反対する旨の発言がありました。

次に、江藤委員より、今回の特別措置により、港湾予算が飛躍的に増大していることは十分認められるが、必ずしも十分ではない、よって附帯決議を付すことと本案に賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、相澤委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二十一、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案、

日程第二十二、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長手島栄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十七日

衆議院議長 加藤録五郎

参議院議長 松野鶴平殿

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律

(郵便貯金の旧預金者等に対する交付)

第一条 政府は、大蔵省預金部等損失特別処理法(昭和二十一年法律第五十六号)第四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する差額に相当する金額のうち同法第五條の規定により償権が消滅した郵便貯金又は郵便振替貯金の金額に相当するものを、当該郵便貯金又は郵便振替貯金の預金者又は加入者であつた者(相続人その他の一般承継人を含む。以下「郵便貯金の旧預金者等」といふ)に交付することができる。

2 前項の規定により郵便貯金の旧預金者等に交付する金額には、同項に規定する郵便貯金又は郵便振替貯金の金額に相当する金額が昭和二十四年三月三十一日から昭和三十四年三月三十一日までの間郵便貯金又は郵便振替貯金として繰

続して預け入れられていたものとした場合に附されることとなる利子に相当する金額を加算するものとする。

3 郵便貯金の旧預金者等は、この法律の施行の日から起算して二年以内に第一項の規定による交付の申請をしないときは、その交付を受けることができない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による交付に関し必要な事項は、政令で定める。
(交付金に関する非課税)
第二条 前条の規定による交付金については、所得税を課さない。

2 前条の規定による交付金に関する書類については、印紙税を課さない。
(繰入及び資金の交付)
第三条 第一条の規定により交付すべき金額(同条第二項の規定により加算する金額を除く)に相当する金額は、予算の定めるところにより、資金運用部資金から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れるものとする。

2 第一条の規定により交付すべき金額は、予算の定めるところにより、資金運用部特別会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れるものとする。
3 通信大臣は、第一条の規定による交付に必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができる。(不要額の繰入)
第四条 前条第二項の規定により郵便貯金特別会計に繰り入れられた金額のうち、第一条の規定による

交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れるものとする。
2 前項の繰入金金の額のうち、第一条の規定により交付すべき金額(同条第二項の規定により加算する金額を除く)に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れるものとする。

交付をする必要がなくなつた金額があるときは、当該金額は、予算の定めるところにより、同会計から資金運用部特別会計の繰入に繰り入れるものとする。
2 前項の繰入金金の額のうち、第一条の規定により交付すべき金額(同条第二項の規定により加算する金額を除く)に係るものは、資金運用部特別会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 第三条第二項の規定による郵便貯金特別会計への繰入があつた場合における大蔵省預金部等損失特別処理法第四條第五項の規定の適用については、同項中「差額に相当する金額」とあるのは、「差額に相当する金額から、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律(昭和三十四年法律第...号)第一条の規定により交付する金額を控除した金額」とする。

3 大蔵省預金部等損失特別処理法の一部を次のように改正する。
第四條第四項及び第五項中「第三項」を「第二項」に改める。
4 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 当分の間、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律(昭和三十四年法律第...号)第三條第二項の規定による繰入金金は、この会計の歳入とし、同法第一条の規定による交付金及び同法第四條第一項の規定による繰入金金は、この会計の歳出とする。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月三日
衆議院議長 加藤録五郎
参議院議長 松野鶴平殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第七條中「年齢十年に満たない者を被保険者とする保険契約」を「第十五條の終身保険又は第十六條の養老保険の保険契約で年齢十年に満たない者を被保険者とするもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十六條の二の家族保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者のうちその者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことにより保険金が支払われる地位を有する被保険者でなければならぬ。
第七條の次に次の一条を加える。
(被保険者となる子の資格)
第七條の二 第十六條の二の家族保険の保険契約においては、被保険者のうちその者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことに因り保険金が支払われる地位を有する被保険者(その者につき保険金の支払の事由が発生した後に、以下「主たる被保険者」といふ)の子(配偶者のある者並びに主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者を除く)で年齢二十年に満たないもの(次項に規定する者を除く)は、当該保険契約の効力発生の日から被保険者となる。

2 前項の保険契約においては、主たる被保険者の子で当該保険契約の効力発生の日において年齢一箇月に満たないものは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。
3 第一項の保険契約においては、当該保険契約の効力発生後主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生するまで(以下この条において「支払事由発生までの期間」)

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案外一件

同一」といふ。)に出生した主たる被
保険者の子(主たる被保険者の子
で主たる被保険者について保険金
の支払の事由が発生した当時胎児
であつたものを含む。)は年齢一箇
月に達した日から、支払事由発生
までの期間に主たる被保険者の養
子となつた者(配偶者のある者及び
年齢二十年以上の者を除く。)は養
子となつた日から、主たる被保険
者の子で主たる被保険者及びその
配偶者以外の者の養子となつてい
たもののうち支払事由発生までの
期間に離縁又は縁組の取消(保険
約款で定める場合を除く。)があつ
たもの(配偶者のある者及び年齢
二十年以上の者を除く。)は離縁又
は縁組の取消の日から、それぞれ
被保険者となる。但し、これらの
者のうち主たる被保険者の養子と
なつたもの及び離縁又は縁組の取
消があつたものについては、その
者がその養子となつた日又はその
離縁若しくは縁組の取消があつた
日において年齢一箇月に満たない
ときは、年齢一箇月に達した日か
ら被保険者となる。

4 第一項の保険契約においては、
被保険者となる子の範囲は、前三
項の規定により被保険者となる者
に限るものとする。

第八条本文中「第三者」を「第十五
条の終身保険又は第十六条の養老保
険にあつては、第三者」に改める。
第九条中「保険契約においてはは」を
「第十五条の終身保険又は第十六条
の養老保険の保険契約においてはは」

に改め、同条後段を削り、同条の次
に次の一条を加える。
第九条の二 保険契約においては、
第三者を被保険金受取人とする場合
においても、保険契約者は、国に
対し保険料を支払わなければなら
ない。
第十条の次に次の一条を加える。
(家族保険の保険契約に係る配偶
者の同意等)
第十条の二 第十六条の二の家族保
険の保険契約をするには、被保険
者となる配偶者の同意がなければ
ならない。

2 第十六条の二の家族保険にあつ
ては、配偶者のない者は、保険契
約の申込をすることができない。
第十一条の見出しを「(終身保険及
び養老保険の被保険金受取人の制限)」
に改め、同条中「被保険者」を「第十
五条の終身保険又は第十六条の養老
保険の保険契約においては、被保険
者」に改め、同条の次に次の一条を加
える。
(家族保険の被保険金受取人)
第十一条の二 第十六条の二の家族
保険の保険契約においては、左の
者を被保険金受取人とする。但し、
保険契約者が、被保険者の支払の事
由が発生する前に、第二号本文に
規定する場合につき同号但書に規
定するときの被保険金受取人として
主たる被保険者の子で同号但書に
掲げる者以外のものを指定してそ
の旨を国に対して表示したとき、
又は第三号本文に規定する場合に
つき同号但書に規定するときの保
険金受取人として当該配偶者の子

で同号但書に掲げる者以外のもの
を指定してその旨を国に対して表
示したときは、それぞれ、その表
示したところによるものとする。
一 主たる被保険者に係る保険期
間の満了に因り保険金を支払う
場合にあつては、主たる被保険
者。但し、保険期間の満了後保
険金を請求する前に主たる被保
険者が死亡したときにあつて
は、その配偶者(配偶者がない
とき又はその配偶者が保険金を
請求する前に死亡したときにあ
つては、被保険者たる子)
二 主たる被保険者の死亡に因り
保険金を支払う場合にあつて
は、その配偶者。但し、配偶者が
ないとき又はその配偶者が保険
金を請求する前に死亡したとき
にあつては、被保険者たる子
三 被保険者たる配偶者の死亡に
因り保険金を支払う場合にあつ
ては、主たる被保険者。但し、
主たる被保険者が死亡している
とき又は主たる被保険者が保険
金を請求する前に死亡したとき
にあつては、被保険者たる子
四 子の死亡に因り保険金を支払
う場合にあつては、主たる被保
険者。但し、主たる被保険者が死
亡しているとき又は主たる被保
険者が保険金を請求する前に死
亡したときにあつては、主たる
被保険者の配偶者(配偶者がない
とき又はその配偶者が保険金を
請求する前に死亡したときにあ
つては、被保険者たる他の子)

2 前項第二号本文又は第三号本文
に規定する場合につき同項但書の
規定により指定した被保険金受取人
が保険金の支払の事由が発生する
前に、死亡し、又は主たる被保険
者若しくは当該配偶者の子でなく
なつた後更に当該指定をしない場
合における同項第二号但書又は第
三号但書に規定するときの被保険
金受取人は、それぞれ、同項第二号
但書又は第三号但書に規定する
ところによるものとする。
3 前二項の規定により被保険金受取
人とされる者(第一項但書の規定
を除く。)が同時に二人以上ある場
合においてそのいずれかが保険金
の支払の事由の発生後保険金を請
求する前に死亡したときは、その
残りの者のみをもつて被保険金受取
人とする。
4 第一項第三号に規定する場合に
つき同項但書の規定による指定
(その変更を含む。)をする場合に
は、第八条本文の規定を準用す
る。但し、保険契約者が主たる被
保険者の配偶者であるときは、こ
の限りでない。
5 第一項若しくは第二項の規定に
よる被保険金受取人がない場合又は
第一項から第三項までの規定によ
る被保険金受取人があつたがその保
険金受取人(被保険金受取人が二人
以上のときは、そのすべての被保
険金受取人)が保険金の支払の事由
の発生後保険金を請求する前に死
亡した場合(第一項但書の規定に

よる指定を受けた被保険金受取人
が保険金の支払の事由の発生後保
険金を請求する前に死亡した場合
を除く。)には、第三十四条の規定
を準用する。この場合において、
同条第一項第一号中「場合にあつ
ては、被保険者。但し、保険期間
の満了後保険金を請求する前に被
保険者が死亡した場合にあつて
は、被保険者の遺族」とあるのは、
「場合のうち保険期間の満了後保
険金を請求する前に主たる被保険
者が死亡した場合にあつては、主
たる被保険者の遺族」と読み替え
るものとする。
第十四条中「及び養老保険」を「養
老保険及び家族保険」に改める。
第十六条の次に次の一条を加え
る。
(家族保険)
第十六条の二 家族保険とは、一の
保険契約において夫婦及び一定の
資格を有する子を被保険者とする
生命保険であつて、その被保険者
たる夫婦の一方につき、その者の
生存中にその保険期間が満了し、
又はその期間の満了前にその者が
死亡したことに因り保険金の支払
をする外、その者の被保険者たる
配偶者又は子につき、これらの者
がそれぞれ別の保険期間の満了
前に死亡したことに因り保険金の
支払をするものをいう。
第十七条第一項に次のただし書を
加える。
但し、第七条の二第二項又は第
三項の規定により家族保険の被保

者

險者となる場合については、この限りでない。

第十七条第二項本文中「保険金額」の下に「家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金額は、主たる被保険者の配偶者にあつては主たる被保険者に係る保険金額の百分の四十に相当する金額、子にあつては一人につき主たる被保険者に係る保険金額の百分の二十に相当する金額とする。

第十八条第一号中「保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡(生残表)」の下に、「家族保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡(生残表)、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別本邦在籍者数に同報告による女子年齢別総数に対する女子年齢別有配偶者数の割合を乗じて得た数で、厚生省が発表した昭和二十五年人口動態統計による母の年齢別出生見数を除した商としての予定出生率、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別既婚者数(女子年齢別の有配偶者数、死別者数及び離別者数の合計をいう)を同報告による女子年齢別総数で除した商とし

ての予定既婚率並びに保険約款で定める主たる被保険者とその配偶者との間の年齢差)を加え、同条第三号中「保険金額」の下に「家族保険にあつては、主たる被保険者に係る保険金額」を加える。

第二十条第二項中「被保険者となるべき者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき者を除く)」を加える。

第二十一条第二項後段中「三年以上継続したとき」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除く)」を加える。

第二十二條第二項中「国は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、国は」に改め、同条に次の二項を加える。
3 家族保険の保険契約においては、国が被保険者の死亡後保険契約の解除をした場合において、その解除が死亡した被保険者についての前条第一項の解除原因によるものであるときは、国は、その被保険者(その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者を含む)に係る保険金の支払をする責に任せず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

4 前項の場合には、第二項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「被保険者」とある

のは、「当該解除の原因たる事実の存する被保険者」と読み替へるものとする。

第二十三条第一項中「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人)」を加える。

第二十五条第二項第二号中「保険金額」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加え、同項第五号中「被保険者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及びその配偶者)」を加え、同項第六号中「被保険者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、被保険者が」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 養老保険の保険契約にあつては保険期間の終期、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険期間の終期
第二十七条中「知つて」とあるときは、(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知つてゐるとき)を加え、同条に次の一項を加える。
2 家族保険の保険契約において、国又は保険契約者が、保険契約の申込の当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故の生じたことを知つてゐるときは、国は、その子に係る保険金の支払をする責に任しない。

2 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者が当該保険契約

約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」といふ)に因らなで死亡したときは、保険契約は、その効力を失

5 第三項の支払の免責の請求については、第二十三条の規定を準用する。
第二十九条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次のただし書を加える。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失つた保険契約にあつては、その効力を失つたまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限り)で、その効力を失わなかつたとすれば国において第二十一条の規定による解除をすることができなくなるものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができない期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)に対し、当該解除の原因たる事実の存する被保険者(その被保険者の死亡後第一項又は第二項の規定によりその効力を失つたまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む)に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができない。この場合には、第二十二條第四項の規定を準用する。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失つたまでにその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限り)で、その効力を失わなかつたとすれば国において第二十一条の規定による解除をすることができなくなるものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができない期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする)に対し、当該解除の原因たる事実の存する被保険者(その被保険者の死亡後第一項又は第二項の規定によりその効力を失つたまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む)に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができない。この場合には、第二十二條第四項の規定を準用する。

4 前項の支払の免責の請求があつたときは、国は、その保険金の支払をする責に任せず、また、既に

保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

第二十九条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が前条第一項の払込猶予期間経過後死亡したとき、又は同条第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第二十九条の次に次の一条を加える。
第二十九条の二 家族保険の保険契約においては、前条の規定による請求があつた場合においても、国は、第二十八條第一項の払込猶予期間経過後その請求があつた時点で死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責に任しない。
第三十一条第一項中「被保険者の下」に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る)」を加える。

第三十二条中「被保険者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことに由り被保険者となつた子を除く)」を加え、「伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の二項を加える。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所積の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別 四四四 処理法第四条の臨時特例等に関する法律案外一件

2 第七条の二第三項の規定により被保険者となつた者(保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことににより被保険者となつた子を除く)が被保険者となつた日から一年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らぬで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の被保険者たる子が保険契約の効力発生前に受けた災害又は法定伝染病に因り保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき、及び第七条の二第三項の規定により被保険者となつた子(保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことににより被保険者となつたものを除く)がその被保険者となるまでに受けた災害又は法定伝染病に因りその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

第三十四条第一項中「保険契約者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が」に改める。
第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条の二第三項の規定により被保険者となつた者又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が、その被保険者となつた日から二年を経過する前に自殺したとき。

第三十六条第一項中「保険契約者」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者」に改める。
第三十七条第一項中「保険契約者が死亡した場合」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が死亡した場合」に改め、同条第二項前段中「被保険者が年齢十年」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が年齢十年」に改め、同項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項後段中「被保険者」を「これらの保険の被保険者」に改め、同条に次の三項を加える。

3 家族保険の保険契約においては、保険契約者たる主たる被保険者が死亡したときは、被保険者たる配偶者(被保険者たる配偶者がない場合には、被保険者たる子)が、保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継する。
4 前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる配偶者が死亡し、若しくは次条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその配偶者についてその者に係る保険期間が満了したときは、被保険者たる子が、当該権利義務を承継する。

5 第三項又は前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる子が二人以上ある場合において、その子のいずれかが死亡し、若しくは次条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその子のいずれかについてその者に係る保険期間

が満了したときは、その残りの被保険者たる子がその死亡し、資格を失い、又は保険期間の満了した者に係る当該権利義務を承継する。
第三十七条の次に次の五条を加える。
(被保険者の資格の喪失)

一 配偶者につき離婚若しくは婚姻の取消があつたとき、又は配偶者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき。
二 子が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は子が主たる被保険者の養子である場合においてその子につき離婚若しくは縁組の取消があつたとき。
(被保険者の追加加入のための改定の申込)

第三十七条の三 家族保険の主たる被保険者が左の各号の一に該当する場合には、保険契約者は、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前に限り、保険約款の定めるところにより、その再婚に係る配偶者を被保険者として追加するための当該保険契約の改定の申込をすることができる。

一 被保険者たる配偶者に係る保険期間が満了する前に離婚又は婚姻の取消をした後再婚をしたとき。
二 第二十八条第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後第二十九条の規定による請求をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後同条の規定による請求をしたとき。

三 第二十八条第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後保険契約の復活をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後保険契約の復活をしたとき。
(改定の効力発生)

第三十七条の四 前条の保険契約の改定は、その申込を承諾したときは、その申込の日から効力を生ずる。
2 前項の場合においては、保険証書にその旨を記載する。
(準用規定)

第三十七条の五 第三十七条の三の保険契約の改定については、第十条の二第一項、第二十条、第二十一条、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十三條、第二十六条並びに第二十七條第一項の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十六条及び第二十七条第一項中「保険契約」とある

は「保険契約の一部で第三十七条の三の改定に係る部分」と、第二十一条第二項後段中「保険契約が当該保険契約の効力発生の日から三年以上継続したとき(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除く)」とあるのは、第三十七条の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生の日から三年以上生存したとき」と、第二十二條第三項中「保険契約の解除をした」とあるのは「保険契約の一部で第三十七条の三の改定に係る部分の解除をした」と、同項中「その被保険者(その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む)」とあるのは「その被保険者」と読み替へるものとする。
(改定の場合の保険金の削減)

第三十七条の六 第三十七条の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生後二年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らぬで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支拂う。
第三十八條第一項中「保険契約者は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者は」に改める。

第三十九条中「解除の下に(家族保険の保険契約にあつては、主たる

被保険者について保険金の支払の事由が発生する前にした解除及び主たる被保険者の死亡後その者に係る第二十一条第一項の解除原因によりした解除に限る。)を、「失効」の下に「(第二十八条第二項の規定による失効を除く。)」を加え、「第三十五条第二号の場合を」第三十五条第三号の場合及び家族保険の保険契約において主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金支払の免責に改め、「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人)」を加える。

第四十条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき、又は第二十八条第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第四十二条に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責に任じない。

第四十四条中「伝染病予防法第一条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の被保険者たる子が保険契約復活の効力発生前において

受けた災害又はかつた法定伝染病に因りその復活の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

第四十五条第一項中「被保険者が」

を「被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。)」が「に、又は第十六条を」第十六条又は「老保険又は家族保険」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、を「第十一条の二第一項第二号中「その配偶者」とあるのは、主たる被保険者(主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、その配偶者。)」と、第三十四条第一項第二号(第十一条の二第五項において準用する場合を含む。)」中「被保険者の遺族」とあるのはに改める。

第四十七条第一項中「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限る。)」を加える。

第四十八条中「無効である場合」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者たる子又は第三十七条の三の保険契約の改定により被保険者となつた者に係る部分が無効である場合を除く。)」を加える。

第五十一条中「保険金」を「保険金(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金に限る。)」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。

「手島栄君登壇、拍手」

○手島栄君 たいだいま議題となりまし
た二法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案の内容について申し上げますと、大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の規定により申すれば、旧大蔵省預金部の損失の処理が行われた昭和二十四年二月二十一日以後において、同部の運用資産の評価額に変動があつた場合、その変動による増加額が減少額をこえたときは、その差額に相当する金額をもつて、まず一般会計から繰り入れを受けた補償金の返済に充て、なお残額があるときは、これを処分することができるとなつて居るのであります。今、臨時に特例を設け、増加額の処理の順位を変更して、一般会計への補償金の返済の完了に先だつて、郵便貯金の旧預金者等に対し、その増加額のうちから、債権が消滅した郵便貯金または郵便振替貯金の金額に相当する金額に、本年三月三十一日まで

での利子相当額を加算して、これを交付しようとするものであります。その他、交付の申し出をすることができ期間、交付金の非課税、交付に要する資金の繰り入れ等について必要な会計上の処理規定等を定めようとするものであります。

委員会の審議過程における質疑の要するものは、本件を実施するため立法措置を必要とする理由並びにその措置のおかれた理由、権利者死亡等の場合における権利の承継の問題、通帳を亡失した場合の措置をいかにするか等でありましたが、これが詳細につきまして、会議録によつて御了承を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまし
たところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近の国民大衆の保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の新しい保険種類として家族保険を創設しようとするものであります。この

の保険の内容は、夫婦のいずれか一方がこの保険契約を締結いたしますと、契約者を主たる被保険者として、その配偶者及び未成年の子も被保険者となり、保険金額は、保険契約者に対する

保険金額を基本として、配偶者はその四割、子はその二割とするものであります。なお保険料額は、保険契約者の年齢によつて定まり、子は幾人いても保険料額は同一であります。保険契約者が単独で従来の簡易保険に加入する場合の保険料額に比し、約一割五分程度の増加にとどまっております。

委員会の審議過程における質疑の要するものは、この保険の創設に当り、単独立法とせず、簡易保険の一種として理由、契約の対象を法律上の夫婦とし、配偶者のない母子や内縁の夫婦を除いたものは何ゆゑか。この保険の創設に伴い、事務量の増加を来たすと思ふが、定員、予算等の面において従業員の負担が過重とならぬか。積立金の運用について、郵政大臣の意向がもつと尊重され、事業が円満に運営されるよう格段の考慮を払うべきではないか。保険事業の今後の発展をはかるため、保険金最高制限額の引き上げ、福祉施設の拡充等、さらに抜本的対策を講ずべきではないか等でありまして、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、森中委員より、日本社会党を代表して賛成の意見が述べられ、さらに同委員より、自由民主党、日本社会党の共同提案として、

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律案外一件 四四六

一、最近における経済情勢の推移並びに家族保険の創設の趣旨にかんがみ、簡易生命保険の現行保険金最高制限額は低きに失し、その目的を達するにじゅうぶんでないと認められる。よって政府は、なるべく速かに右最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。

二、福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上を図るよう努力すべきである。

三、家族保険創設の趣旨にかんがみ、政府は、加入対象から除かれている父子世帯および母子世帯の経済生活の安定を図るため、母子保険等の実施について研究を進めるべきである。

四、簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に当っては、両保険制定の趣旨にかんがみ、加入者の利益を増進するよう一段の考慮を払うべきである。

右をもつて討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致をもって、森中委員提案の附帯決議を付して、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたし

ます。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十一分散会

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一 石油資源開発株式会社社法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 プラント類輸出促進臨時措置法案
- 一、日程第三 航空機工業振興法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書供給に對する國の補助に關する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 運輸省設置法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 道路法の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、日程第十 日本道路公団法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 國稅定率法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、日程第十四 農業共済基金法第三十九條第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案

一、日程第十五 小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため充り渡す國有てん菜糖の売渡價格の特例に關する法律案

一、日程第十六 日本てん菜振興會法案

一、日程第十七 臨時てん菜糖製造業者納付金法案

一、日程第十八 臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

一、日程第十九 国内旅客船公団法案

一、日程第二十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

- 議員
- 島村 軍次君 山本 利寿君
 - 手島 栄君 成田 一郎君
 - 加藤 正人君 森田 豊壽君
 - 森 入三三君 奥 むめお君
 - 早川 慎一君 竹下 豐次君
 - 谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
 - 木内 四郎君 紅露 みつ君
 - 杉山 昌作君 石黒 忠篤君
 - 鶴見 祐輔君 仲原 善一君
 - 西田 信一君 堀本 宜實君
 - 大谷藤之助君 稻浦 鹿藏君
 - 江藤 智君 後藤 義隆君
 - 館 哲二君 山本 米治君
 - 白井 勇君 田中 茂穂君
 - 有馬 英二君 大谷 登潤君
 - 苦米地英俊君 近藤 鶴代君
 - 小柳 牧衛君 小林 武治君
 - 斎藤 昇君 石坂 豊一君
 - 植竹 春彦君 草葉 隆圓君
 - 高橋進太郎君 大野木秀次郎君
 - 川村 松助君 野村吉三郎君
 - 増原 恵吉君 石井 桂君
 - 木島 虎藏君 柴田 栄君
 - 平島 敏夫君 勝保 稔君
 - 中野 文門君 西岡 ハル君

- 森田 義衛君 土田國太郎君
- 前田佳都男君 高野 一夫君
- 上林 忠次君 古池 信三君
- 迫水 久常君 小澤久太郎君
- 関根 久藏君 秋山俊一郎君
- 上原 正吉君 安井 謙君
- 鹿島守之助君 岩沢 忠恭君
- 下條 康磨君 郡 祐一君
- 堀木 謙三君 泉山 三六君
- 林屋龜次郎君 佐野 廣君
- 高橋 衛君 森中 守義君
- 鈴木 強君 坂本 昭君
- 相澤 重明君 松永 忠二君
- 鈴木 壽君 大河原 次君
- 木下 友敬君 横川 正市君
- 阿具根 登君 伊藤 顯道君
- 矢嶋 三義君 相馬 助治君
- 小笠原三三男君 江田 三郎君
- 荒木正三郎君 小林 孝平君
- 吉田 法晴君 栗山 良夫君
- 中村 正雄君 市川 房枝君
- 八木 幸吉君 竹中 恒夫君
- 大竹平八郎君 占部 秀男君
- 北村 暢君 天坊 裕彦君
- 千田 正君 秋山 長造君
- 永岡 光治君 龜田 得治君
- 松澤 兼人君 上條 愛一君
- 河合 義一君 片岡 文重君
- 阿部 竹松君 島 清君
- 高田なほ子君 東 隆君
- 田中 一君 椿 繁夫君
- 内村 清次君 山田 節男君

赤松 常子君 三木 治朗君
國務大臣

文部 大臣 橋本 龍伍君
通商産業大臣 高碕達之助君

運輸 大臣 永野 護君
郵政 大臣 寺尾 豊君

建設 大臣 遠藤 三郎君
政府委員

法務政務次官 木島 虎藏君
大蔵政務次官 佐野 廣君

農林政務次官 高橋 衛君
運輸省港灣局長 中道 峰夫君

郵政省貯金局長 加藤 桂一君
郵政省簡易 大塚 茂君

保險局長

〔第十五号参照〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めめるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日

外務委員長 杉原 荒太

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約はわが国とパキスタンとの間の経済関係に対して両国の

国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態を回避する措置を規定したもので、この条約により両国間の二重課税及び脱税の問題は有効適切に処理せられ、両国の国民の経済上、文化上の活動に貢献するところ大なるものがあると思われるので、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めめるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日

外務委員長 杉原 荒太

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約はわが国とノールウェーとの間の経済関係に対して、両国の国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態を回避する措置を規定したもので、この条約により両国間の二重課税及び脱税の問題は有効適切に

処理せられ、両国の国民の経済上、文化上の活動に貢献するところ大なるものがあると思われるので、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日

文教委員長 相馬 助治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和三十四年度における国立大学の大学院及び短期大学の施設等について規定するものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行に伴う費用として、約七百四十万円が昭和三十四年度予算に計上されている。

審査報告書

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日
文教委員長 相馬 助治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、来る昭和三十四年四月十日に行われる皇太子明仁親王の結婚を国民こぞつて祝うために当日を休日とすることを内容とするものであつて、適切な措置と認めらる。

二、費用

本法施行に伴う費用は別にこれを要しない。

審査報告書

日本観光協会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日

運輸委員長 大倉 精一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、国際観光事業の振興を図るとともに観光事業一般の健全な発達に資することを目的として日本観光協会を設立することとし、その組織、業務、財務等について所要の事項を定めようとするものであつて、本委員会は適当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法の施行には特に費用を要しない。

附帯決議

国際観光事業の振興を図るために、はさらに日本観光協会の業務を拡充する必要があると認められる。依つて政府は昭和三十五年度を期し日本観光協会に対する政府出資等により財政的基礎を強化確立すると共に、ホテル等を中心とする受入諸施設の整備を進行せしむるよう特別の措置を講ずべきである。

審査報告書

自動車ターミナル法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十日

運輸委員長 大倉 精一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、自動車ターミナル事業の適正な運営及び専用自動車ターミナルの適確な管理の確保並びに自動車ターミナルの整備の促進等に関し規定したもので、本委員会は自動車運送の健全な発達と一般利用者の利便の増進に寄与す

るものとして適切な措置と認め
た。
なお、別紙の附帯決議を行つ
た。

二、費用
本法律の施行には、別に費用を
要しない。

附帯決議

政府は自動車ターミナルの公共性
に鑑みその整備を促進するため、国
有及び公有地の貸付、並びにこれら
の地下占用等につき特別の配慮をす
るとともに財政援助及び税の減免に
つき妥当な措置を講ずべきである。
又必要に応じバスターミナル事業を
経営する特殊法人の創設についても
早急に検討すべきである。

なお、本法の施行に当つては関係
地方公共団体の意見を十分に反映す
るよう留意すべきである。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を
改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

参議院議長松野鶴平殿
地方行政 館 哲二
委員長

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、奄美群島の復興を
更に推進するため、(1)奄美群島信

用保証協会を奄美群島復興信用基
金に改め、従来の保証業務のほか
中小規模の事業者に対し資金の貸
付を行うことができるものとし、
これに要する資金として新たに国
が一億円を出資すること、(2)工事
が技術的に極めて困難で、かつ、
国が自ら行うことが適当な港湾
については、国が直轄で港湾工事
を行うことができるものとするこ
と、を主要内容とするものであつて、
妥当なものとして認められた。

なお、別紙のような附帯決議を
行つた。

二、費用

本法施行のため、奄美群島復興
信用基金に対する出資金として、
一億円が、昭和三十四年度予算に
計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当り、奄美群
島復興事業計画を速かに達成し、群
島経済力の増強を図るため、特に左
の諸点に留意し、遺憾なきを期すべ
きである。

一、復興信用基金制度については、
政府出資を増額する等更に拡充強
化し、金融の円滑化に努めるこ
と。

二、群島の主要産業である糖業につ
いては、長期且つ低利な設備資金
の融通、税負担の軽減、価格の安
定等所要の措置を講ずること。
右決議する。

審査報告書

公営企業金融公庫法の一部を改正
する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

参議院議長松野鶴平殿
地方行政 館 哲二
委員長

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公営企業金融公庫
の運営を一層強化し、地方公共団
体の公営企業を円滑に推進するた
め、現在の資本金十億円を十五億
円に増加するとともに、同公庫の
理事長を総裁に改めるものであつ
て、その趣旨は妥当と認められ
る。

二、費用

本法施行に伴う経費五億円は、
昭和三十四年度産業投資特別会計
に計上されている。

審査報告書

海岸砂地帯農業振興臨時措置法
の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

参議院議長松野鶴平殿
農林水産 秋山俊一郎
委員長

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、現行法の有効期
限を二箇年延長して昭和三十七年
三月三十一日までにしよとする
ものであつて、妥当な措置と認め
られる。

二、費用

この法律の施行に必要な経費の
予算的措置は昭和三十五年度以降
に残されている。

審査報告書

畑地農業改良促進法の一部を改正
する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

参議院議長松野鶴平殿
農林水産 秋山俊一郎
委員長

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行法の有効期
限を三箇年延長して昭和三十七年
三月三十一日までにしよとする
ものであつて、妥当な措置と認め
られる。

二、費用

この法律の施行に要する費用と
して、昭和三十四年度一般会計予
算に二億一千七百二十六万九千円
が計上されている。

審査報告書

農山漁村電気導入促進法の一部を
改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

参議院議長松野鶴平殿
農林水産 秋山俊一郎
委員長

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、経済的に遅れて
いるへき地における電気導入事業
に対し国が補助を行うことができ
ることとするともに、都道府県
知事が都道府県農山漁村電気導入
計画を定めるときは関係市町村長
の意見をきくことにしよとする
ものであつて、妥当な措置と認め
られる。

二、費用

この法律の施行に要する費用と
して、昭和三十四年度一般会計予
算に一千九百四十九万八千円が計
上されている。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を
改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

商工委員長 田畑 金光

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)中小企業信用
保険公庫に対し昭和三十四年度に
おいて政府出資を十億円増額し、
これを融資基金に充てること、

(二)今回の同公庫に対する政府出
資は産業投資特別会計からなされ
るので、これに伴い必要な国庫納
付金に関する規定を新たに設ける
ことを内容とするもので、中小企
業信用保険公庫の信用保証協会に
対する貸付業務の拡充を図るとと
もに信用保証協会の保証能力の拡
大を図りその保証料率の引下げに
資するため妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため昭和三十四年度産
業投資特別会計予算に十億円が計
上されている。

審査報告書

商工組合中央金庫法の一部を改正
する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月十日

商工委員長 田畑 金光

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)商工組合中央
金庫に対し昭和三十四年度におい
て、政府出資を十二億円増額する
こと(二)商工組合中央金庫の預金
の受入れできる範囲を拡大するこ
と(三)商工債券の所有者のため
にも保護預りができるようにするこ
と(四)出資もしくは株式払込金の
受入れまたは配当金支払の取扱先
を追加すること(五)商工組合中央
金庫に対する所属団体の出資口数
の最高限度を引上げること等を内
容とするもので、商工組合中央金
庫の機能の強化拡充を図り、その
貸出金利の引下げを促進すること
もに同金庫の業務の円滑化に資す
るため妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため昭和三十四年度
産業投資特別会計予算に十二億円
が計上されている。

昭和三十四年三月二十日 参議院會議録第十八号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
送料別

発行所 東京新宿区市台本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一 百四四